世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第15号

1983年10月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第15号 1983年10月
MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD—CURRENT OVERSEAS INFORMATION—

目次

●特集●乳児とのふれあい

アメリカの育児法について—ブラゼルトンの育児書をめぐって—……平井信義 2
一乳児院におけるふれあい—育児法の変遷と乳児の発達的変化— ……赤松高之 7
世界各国の育児休業の比較……可知正高 12
出産に関する最近の考え方……雨森良彦 16
ウォーデン・コミュニティー・センター……神戸賢次 19
中国の乳児保育施設—上海の人民公社の例—……高野 陽 22
キブツの親子関係—乳児保育を中心にして—……石垣恵美子 24
愛育会総合母子保健センター……高橋悦二郎 26

国際会議／1983年国際社会福祉協議会アジア・西太平洋会議……染谷豊吉 28
国際児童福祉連合総会……佐野利昭 30
カウンセリング円卓会議—児童を中心として—……天羽大平 32

解説／カナダ・アメリカにおける児童養護サービス……豊福義彦 34
スウェーデンの新しい義務教育カリキュラム……福田垂穂 39

トピックス／カナダにおける日本養護施設出身者の活躍……込山 稔 44
国籍法の改正について……小原紘司 47

施設の横顔／ソウル総合職業訓練院……金 昌植 50
ウィーンの「子どもの町」……クリスタ・シュミィット・ショエベル 52
調布学園……渡辺茂雄 54

手をつなぐ国際活動／フィリピンのワークキャンプ……飯田 進 56

●あれ・それ・これ／“よろしく”……木村治美 62
少年の輝く目……五島貞次 62
ヘルシンキの保育システム……近藤洋子 62

●データ・バンク情報／…… 63

●編集後記／……加藤 翠 64

特集・乳児とのふれあい

アメリカの育児法について

——ブラゼルトンの育児書をめぐって——

平井信義
大妻女子大学教授

はじめに

育児法について，アメリカの方法をいかにわが国で利用するかは，極めてむずかしい．それは，社会的・文化的・歴史的背景が著しく異なっており，気候や風土にも違いがあるからである．さらに，人間関係の在り方やその背後にある意識にも著しく違った面があるからである．育児や教育についての国際比較の質問紙調査があるが，欧米で生活した経験のある者にとっては，その結果については大いに疑義がある．それは，質問の中の一つの言葉にしても，わが国と欧米とではその意味や内容を異にしているために，回答に信頼感をもてないからである．アメリカの児童を研究している者とその点について話し合ったことがあるが，例えば，乳児の「独立心independency」という言葉のイメージとして，わが国では，緊密な母子関係を前提として母親からの分離を思い浮かべるが，アメリカの研究者が例として引き合いに出したのは，授乳に際して赤ちゃんのほうから母親の乳房をめがけて顔を寄せ唇を出す状態であり，あくまでも子どもを「個」として考えているのであった．したがって，アメリカの育児書をどのように翻訳するかによって，育児法の解釈が非常に異なってくる．

社会的・文化的・歴史的背景を無視して，アメリカの育児法がわが国に紹介され，それが育児指導に利用された誤りは数多くあるが，子どもの独立心を育てる目的で，子ども部屋に子どもを一人寝させるアメリカの育児法は，わが国の母子間の情緒的関係を著しく阻害する結果を招いた．その結果，特に思春期以後になってはっきりと情緒の欠損した状態を現わす子どもの数が増加し，社会を騒がすような事件さえも起きている．欧米には，抱擁してキスをする習慣があり，それによってスキンシップが実現されているが，その習慣がないわが国では，おんぶとか添い寝が大きな意味をもっていた．したがって，それらの機会を奪うことによって，スキンシップの機会は失われ，情緒の不安定や欠損した状態を作り出してしまったのである．欧米の育児法の安易な模倣は極めて危険である．

家族関係

家族関係の中で，夫婦関係と親子関係の在り方が欧米とわが国では異なっているし，年寄りと同居している場合には，同居の意識が全く違う．総括的に言

えば，わが国には今日もなおタテ社会の意識が残っているが，欧米にはそれが全くない．欧米では，夫婦が行動を共にする習慣があり，友人に招かれたときにも結婚式などにも必ず夫婦で出席する．よほどの事情がない限り，夫だけが出席することはない．旅行も夫婦同伴である．したがって，子どもはベビーシッターに預けるし，夏のバカンスなどには子どもを乳児院に委託することもまれではない．最近の情報によれば，ベビーシッターが得られないときには，子どもに睡眠薬を飲ませてパーティーに出席する夫婦さえもいるという．それは，原則的に言えば，夫婦間の愛情を非常に大切にしているからであり，そもそも愛情は結婚に際しての第一の条件であり，その際に親のことを配慮する必要はほとんどないといってよい．それは，愛情にひびが入った際には離婚もまたやむをえないという結果を招いており，離婚率もまた非常に高い．また，女性も個人の生活の確立を願っているから，わが国の若い女性のように結婚を望み，それが永久就職に結びつくという考え方はない．

その点で，わが国では事情が異なり，夫婦単位で行動する機会は非常に少なく，何かの会といえば夫のみが招待され，妻は子どものために家に残ることが当然のように考えられている．子どもにとっては幸せとも言えるが，夫婦関係としては問題が生ずる可能性がある．もともと愛情を基盤とした結婚かどうかにも問題があり，夫との愛情にひびが入っても，子どものために耐えているという母親が少なくないし，経済的自立も難しいためにずるずると夫と同居している妻の状態もそこここに認められる．そのような状態の妻であれば，母親として子どもに密着して生活する結果に陥りやすく，過保護や過干渉が多くなるのも当然のことと言えよう．今後においては，夫婦関係も親子関係もともに充実するため新しい行動形態を作り出すために，各方面から育児法を検討する必要がある．

なお，社会病理学的な観点に立てば，アメリカにおいてはすでに20年前から「被虐待児症候群」という言葉が小児科医によって作られ，親たちによって身体的に虐待（骨折や外傷など）を受けている幼ない子どものことが問題になっているが，当然，子どもの精神的打撃も大きい．わが国でもこの症候群の例が報告されるようになったが，アメリカと比較するとまだはるかに少ない．むしろわが国で社会的な問題となっているのは「母子心中」である．母親といっても，子どもに対する意識は，アメリカとわが国の間では大きな違いがあることを認識しなければならない．親としては，子どもが成人になったときには，わが国では同居の楽しみを期待することができるが，アメリカでは皆無といってもよく，仮に同じ屋根の下に住んでいても，年寄りと若い夫婦の生

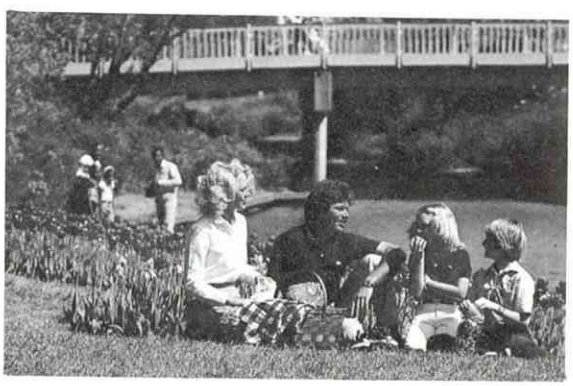

バージニア州発行"VIRGINIA"より

活は全く別個に営まれている．

育児にも，家族関係の意識が反映されるから，同じ方法を用いても，その意味が違ってくる．つまり，子どもの人格形成への影響もまた異ってくることを考えておく必要がある．既に個人主義の歴史をもっている欧米においては，育児の基盤として「個」の確立を願う気持が親たちに強いのは当然である．さもないと社会に出たときに，その態勢にのれないからである．とくに自発性に基づく自己主張が可能となるように，幼いころから，自分の意志をはっきりと言うように子どもに要求する親たちが多く，その中には「No！(いや)」も含まれている．ところが，わが国の親たちが子どもに要求している第一の性質が「すなお」であり，それがタテ社会(封建社会)において子どもに強く要求してきた「親の言うことには何でもハイと言って従え――」という意識に通じているのである．つまり，子どもの「すなお」は自発性の乏しい状態であり，「個」の確立は実現できないことを意味している．妻もまた，夫の言うことに対して「すなお」に従うことが要求されている状況はそこここに見られるから，既に述べたように，欧米と比較して，多分にタテ社会の潮流があり，それが育児の背景となっているという認識が必要である．

育児法について

育児の背景となっている母親と父親の関係は，アメリカにおいては「協力」という言葉が当てはまる．育児の主体は母親にあっても，父親は自分なりに「協力」する部分を見出そうとするし，母親に依頼された部分は忠実に実行しようとする．それが，夫婦間の愛情のあかしともなるからである．そのことは，家事についても言える．家事の主体が妻にあっても，夫はいつでも妻に「協力」するという気持でいるし，そうでなければならないのである．この点は，ブラゼルトンの育児書「赤ちゃんの個性と育児」に紹介されている３家庭の母親であり妻である者と父親であり夫である者との間にはっきりと示されている父親の「協力」の仕方によって，特に育児に父親が積極的になると，母親に不安が現れることさえあることは，わが国ではあまり見られない現象ではないかと思う．

わが国では，最近の若い夫婦の間では育児・家事について「協力」し合う状況が見られるようになり，その数も増してはいるが，今日もなお，家事・育児はお前まかせという夫の態度は当然のことのようになっている．共稼ぎの家庭では特に夫婦の「協力」が必要であるにもかかわらず，家事・育児が全面的に母親の肩にのしかかっている例は少なくない．保育所に子どもを預けている例で，母親の仕事の都合で迎えが遅れることが少なくない．そのために保育時間

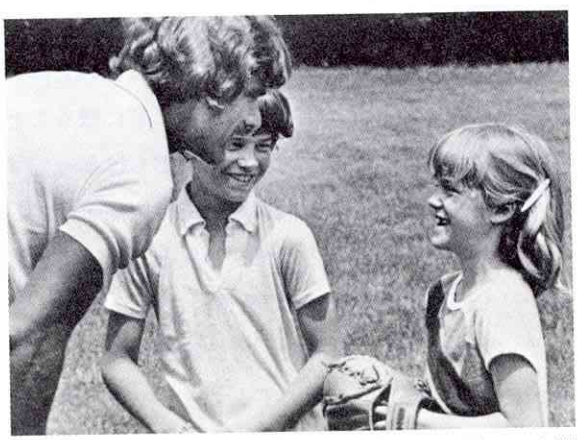

ボストン The New England Home for Little Wandererｓパンフレットより

の延長を望む母親が多いが，その間，父親は飲み屋やパチンコ屋にいるという例さえあり，父親の協力が得られていないことが問題になっている．また，父親の勤務先の会社が猛烈社員であることを求め，家庭人としての立場を無視している状況がそこここに認められるなど，社会体制を問題にしなければならない．当然，父子間の具体的な関係は成立しない．子どもは，その年齢が低ければ低いほど，あやしたり遊んだりするなどの具体的な関係を通して父親と緊密な関係になるからである．父親との緊密な情緒的な関係を基盤として，父親の暖かいイメージが子どもの心に刻み込まれると，それが子どもの情緒の安定に役立つのみでなく，母親の情緒の安定にも寄与している．

父親が直接的に育児に参加できない場合に，母親から子どもの情報を聞き，育児について母親に不安がある場合には，その不安を解消するために努力する父親であってこそ，母親と父親の関係すなわち夫婦関係は順調に営まれているといえる．アメリカでもヨーロッパでも，夫婦間でいろいろな事について話し合う時間と場所とをもっており，その中に育児も含まれている．もし，妻が子どものことについて夫に相談しようとした場合に，それを拒否するような夫であれば，愛情に乏しい夫ということになり，離婚への道をたどることになりかねない．

ところが，わが国においては，母親である妻から子どもについての情報を話されたり，相談をもちかけられた際に，それをうるさがる夫が少なくない．それは，夫婦間の情緒的な関係の断絶を意味しているが，わが国の終戦までのタテ社会の伝統として，

ボストンThe New England Home for Little Wandererssパンフレットより

妻は夫に対して家庭内のことで夫を煩わすようなことがあってはならないという教えがあり，それが今日もなお残っており，妻が子どものことを話そうとしなかったり，話そうとしても夫がそれを聞く耳をもたず，拒否的な態度を示すことも少なくない．それに，猛烈社員ともなれば，疲れ切って家庭に帰ってくるということもあるし，時間的にも２人で話し合うゆとりがないという状況が生じている．社会が，家庭人としての父親の役割についてもっと考慮することを，強力に要請しなければならない．欧米では，会社が残業を要求するようなことがあり，労働者の給与に利益をもたらすものであっても，それが家庭における父親の立場を侵害すると判断した場合には，労働組合は残業を拒否するであろうし，そのような例がイギリスで起きている．

一方，育児の直接の担当者である母親の人格の中の自発性を問題にしなければならない．わが国においては，家庭教育にせよ学校教育にせよ，子どもの自発性を抑圧する面が大きく，特に女子教育においてそれが著しい．自発性とは，自分で考え（自己思考），自分で行動を選択し（自己選択），他人に頼らずに行動（自己実現）する力である．この力は，子

どもに「自由」が与えられることによって発達するが，親や教師の言うことにすなおに従うように要求する教育の中では発達しない．したがって，母親になったとき，自発的に育児を実現しなければならない状況の中におかれると，どのように行動してよいかわからずに不安になったり，他人に頼ってその言葉に従ったりするために，育児は混乱してしまう．育児ノイローゼはその結果であるといってもよい．その点で，ブラゼルトンの育児書に紹介されている母親は，子どものことであれこれと迷ったり悩んだりしながらも，自分で問題を解決しようとする姿勢が見られる．その際に，夫の協力に支えられていることも，問題の解決を早めている．

なお，核家族化が進んでいるとはいえ，年寄りとの同居は，今日のわが国においても少なくないし，地方においては多数の複合家族が認められる．その際に，生活や経済の分離が行われておらず，年寄りが権力をもち，母親である嫁は年寄りに対して気がねの多い生活を送っており，その気がねが育児に反映していることが少なくない．それは，特に夫の両親といっしょに居住している場合に多い．その点で欧米においてはほとんど例がないし，産後に家事や育児を手伝いに来た年寄りの例がブラゼルトンの育児書にも登場しているが，極めて遠慮がちに参加しているといった状態である．わが国において，年寄りと同居している若い夫婦の育児については，年寄りの問題を十分に考慮しなければならない．今後においては，年寄りと若い夫婦の間の生活を分離すること，つまりスープのさめない場所の提言をしなければならないであろう．

なお，しつけについて触れておく必要がある．授乳を中心として，きちっと時間決めの生活を乳児期より確立する方法は，特にドイツを中心として主張されてきたが，それは20世紀の後半においてアメリカの小児科医から反論され，自律授乳が提案された．それは精神分析学のリビドー理論を背景としているとは言え，子ども中心の考え方が採用されたといってもよい．特に，キリスト教の原罪論を中心とした性悪説に基づいて，出生後より厳しいしつけを主張する傾向にあったドイツの育児法に対して，アメリカにおいては強い批判が巻き起きたといってもよい．子どものニードという言葉が，子どもに関係している人々の間に強く叫ばれるようになったが，これは，ルソーに端を発した性善説に基づいていると考えることができる．生まれつき善である子どもの成長を障害しないような育児が強調されるに至った．子どもを子ども部屋に一人で寝かせることに対して疑義をもち始めていることが，ブラゼルトンの育児書からも伺うことができる．

結び

育児法が，その国の社会的・文化的・歴史的背景を背景としている以上，わが国の育児法はアメリカと異なるものでなければならない．したがって，アメリカの育児法を追随してはならないし，わが国の家族関係の中で乳児にとって羨ましいものもあるとすれば，それを確認することは大きな意味をもっている．欧米崇拝の立場から脱して，わが国の育児法についてそれを確立する時が来ていることをしみじみ思う今日この頃である．

特集・乳児とのふれあい

一乳児院におけるふれあい

—育児法の変遷と乳児の発達的変化—

赤松高之
慶福育児会麻布乳児院院長

はじめに

乳児院が国の制度として発足したのは，児童福祉法の施行された昭和23年からである．乳児院は全国乳児福祉協議会を組織し，昭和26年第1回全国乳児院協議会を行っている．その後昭和32年より全国乳児院研究会を持つようになった．これらの協議会，研修会はすぐれた小児科医の指導の下に乳幼児保育の研究をしていた．当時は乳幼児の死亡率が高く，乳児院における乳幼児の養育目標は主として疾病予防，栄養の充実に目を向けられていた．それでも，初期の指導者の中に日本における小児精神衛生の草分け小林提樹のいたことは，乳児院に収容された乳幼児たちにとっては大きな幸せであった．

間もなく池田の膨大な研究をはじめ田坂，千羽，二木等の乳児院児のホスピタリズムに関する研究が相次ぎ，米子乳児院，慶福育児会目黒乳児院，母子保健院から退院後の追跡調査が発表された．これらは院長，医師，心理指導員の手によるものであって，乳児院における保育の在り方に対して一石を投じはしたが，直接保育に利するものではなかった．昭和47年から全国乳児院研修会に学会方式が採用され，各施設からの研究発表が行われるようになった．それで，各施設は他施設の研究を知り，お互いにより良い保育を求めて努力するようになってきた．

乳児院の発足当時は，措置費の中におもちゃという考えはないに等しかったようである．それで，各地から手作りのおもちゃやおもちゃの与え方などの報告も出ていた．また，保育の学問の進歩とともに乳児院の保育の在り方に対する考え方も次第に変ってきた．すなわち，初期には保育者の大集団が乳幼児の大集団の保育を行っていた．それが保育者集団も乳幼児集団も細分化されて，小集団対小集団の保育となってきた．

その後，保育の経験から担当制が指向され，複数担当，第一担当，第二担当制を試みる施設も出てきた．さらにその後，一保育者の担当児数を減して，1人対1人の保育を目標とする動きが出てきていた．これはその後に出てきたアタッチメント理論や集団の中の個という言葉に理論武装されてきたが，国の基準人数の関係から実施不可能なので，一部施設で国基準以上の職員を採用して，独自の方向を打ち出して実行しているが，多くの施設は現実の中で目標に向かって色々と工夫を凝らしているのである．また，一時期は感染防御のために乳児院児が施設の外

に出ることは考えられなかったが，麻疹の予防法が進歩するとともに，他の伝染病の伝播はほとんど無視された形で，院外保育を積極的に取り入れる施設が多くなって来た．以上述べた保育形態，保育体制の変更により保育効果の上がったことは報告されているが，全国的に統一されたものはなく，より良き方法を求めて模索しているのが現状である．資生堂社会福祉事業財団としては育児法の変遷と乳児の発達的変化を全国的レベルで知りたいようであったが，それは既述のごとく不可能であるので，私個人の経験を振り返って，乳児院育児に対する私見を述べる．

栄養改善と治療の時代

昭和25年から30年少し前にかけての乳児院に収容されて来る子どもたちには栄養失調やクル病の子ども，あるいは寄生虫をもった子どもが多かった．それでも乳児栄養は牛乳に頼るよりなく，年齢に応じて薄めた牛乳に肝油とビタミンCを加えていた．それもビタミンCの入手が困難なので庭の柿の葉を取って煮出したり，冬期はみかんの皮からビタミンCの補給をしたりした．クル病予防のために，子どもたちを朝，寝室から廊下または日光浴室に連れて行き，夕方再び寝室に連れ帰っていた．そのようにしても毎月のように子どもたちが死んで行った．

当時は，出来る検査としては検便，耳朶採血と四肢X線写真検査しかなかったが，医者は毎日のようにこれらの検査と診断，治療に追われていた．保育担当職員は人数が少なく，病児の看病，医師の手伝いもあり，多忙を極めていたので，子どもたちがベッドから転落するのを防ぐために，子どもをベッドに縛り付けたり，あるいは脱走を防ぐために20人，30人の子どもを一部屋に押し込め，1人か2人の保母が看視していた．したがって子どもたちに対する言葉かけはなく，ただ「駄目」，「いけません」の禁止語ばかりだった．したがって子どもたちはおもちゃも何もない部屋の中をただ動き回りぶつかり合うか，なすこともなく体を揺すり，頭を打ちつけるかするよりなく，いわゆる常同運動を繰り返すだけだった．

職員と子どもの触れ合いは朝夕，子どもたちを廊下または日光浴室に出す時と寝室に帰る1日2回だけだった．この他に週2回の入浴日があり，この時も職員が子どもに接する時間であった．だが，この入浴は職員の何人かが浴場に入っていて，子どもを受け取る，湯船につける，出す，そして体を洗う，つけて出すの流れ作業でとても一般家庭で言うスキンシップなどというものではなかった．

そのころ，森永乳業でビタミン入り粉ミルクを試作した．これが現在一般に使用されているミルクの始まりである．ミルクの改良とともに牛乳栄養によるクル病を始め栄養失調児もみられなくなってきた．ペニシリンはじめ多くの抗生物質の開発普及とともに死亡率はほとんどゼロに近くなってきた．このような状態になって来たら，いつしか強度のホスピタリズム症候はみられなくなってきた．ホスピタリズムの研究者たちは保母と子どもの接触によりホスピタリズムがなくなったと考えるようである．確かに，病児の看病の手間がなくなっただけ，保育担当職員の子どもたちに対する接触時間は増えてきた．だが，私はこの死亡の減少により保育者たちの心のどこかに安らぎのできたことが大きいものと考えたい．い

かに老練な看護婦でも保母でも，いつ死ぬか，今度は誰の番か，ああまた死んでしまったの連続では平静に健康児と接触を続けることは不可能であろう．

保育の時代

昭和30年私は入浴の時に，乳児の浴槽を小さくし，浴槽の位置を高くして，職員が立ったままで入浴させるようにした．この形式は現在，都内全乳児院で行われている．これにより以前多かった職員の腰痛はほとんどなくなった．また幼児用浴槽は子どもが一人で入れる深さとし，一人一人抱いて入らなくて済むようにした．これにより職員の疲労は少なくて済むようになった．職員の笑顔によって子どもは明るくなった．乳幼児の死亡，重症例の減少とともに保育職員がおもちゃも何もない部屋にただ座っている時間ができてきた．子どもたちは保育者にまつわりつき，保母のひざの取り合いが始まった．やっと大人と子どもが接触できるようになったのである．

おもちゃがないので，空き箱に小石を入れ，ふたをのりづけにして子どもたちに渡してみた．子どもたちは喜んだが皆こわしてしまう．石を入れない，音のしない物には興味を示さなかった．小さいまりを買って与えてみた．子どもたちは喜んだが，力の強い子が一人占めをしてしまう．人数だけ与えてみても同じことだった．保母たちは少ないおもちゃで皆が遊べるように努力し，遊ばせる技術をしだいに覚えて行った．小麦粉にマーキロ，アクリノール，ゲンチアナ末といった消毒剤色素を入れて水でこね，粘土代りにしてみた．安全で硬さを自由にでき，色があり，子どもが喜ぶと思ったからである．この時の子どもたちの喜びよう．目の輝きは保母たちに子どもと遊ぶときの何かを与えた．これ以外にも色々と遊びを考え，おもちゃを考えたが略す．

そのころ，私は実習生を大量に受け入れた．職員に夏休みを与えたかったからなのである．それはとにかくとして，実習生は一日中子どもたちを抱いていた．実習生がたくさんいるので，試みに一人一人の子どもを連れて庭に出すようにさせてみた．初めは，恐れて抱きついていた乳幼児も外に出ることを喜ぶようになり，広い庭を歩き回り，石を拾い，木の葉を集めるようになった．実習生がいなくなってからも子どもたちは，職員にまつわりついてだっこを求め，あるいは庭に出ることを求めるようになった．保母たちは小人数で乳幼児の要求を受け入れる技術を覚えて行った．また，保母だけで多くの子どもたちを庭に出すようになった．それでも門の外には出なかった．

乳児院のすぐ近くに公園がある．ブランコやすべり台もある．乳児院にはない．遊具で遊ばせてみたいが，乳児院のすぐ近くが目黒署管内第一の交通事故多発地点という．それで，面会に来た父兄に子どもをだっこさせて公園まで行かせてみた．父兄の報告で，子どもは喜んだという．非番の職員がぶらぶらしている時に公園まで散歩させてもらった．初めはこわがっていた子どもたちも外出が好きになってきたので１人の保母が２～３人の子どもを連れて外出することを試み，後には院外保育も日常的に行われるようになった．

乳児院の子どもたちは２歳を過ぎても親が引き取らないと養護施設に移ることになっている．この養

護施設に連れて行くとき私も一緒に連れて行ってみた．あれほど公園に行くのを喜んでいた子どもがバスや電車に乗るとこわがって泣き出した．昼食時に食堂に入ったら食べようとしない．この経験から外出時にバスに乗せることを許可し，乗物に慣れたら遠足をして，院内の食堂以外でも食事のできるようにした．子どもは喜ぶが，動物園へ遠足のときなどは混雑するし，保母にとっては相当の負担のようであったが，彼女らはむしろ積極的だった．保母にとっては子どもたちの喜ぶ姿が一番うれしいらしい．

職員勤務体制の充実

昭和37年それまでの保母１人当りの子どもの数が3人から2.5人になった．この保母の増員を機に私は，それまでの24時間拘束の当直制から３交代制にしてみたいと思った．当院では毎月職員会を開いていたが，３交代制にして２～３ヵ月したときの職員会で，職員としては３交代制よりも当直制に戻してもらいたいという趣旨の提案があった．その理由は第１に日中職員数が少ないとゆっくりと子どもに接することができないので，せっかく子どもたちを庭に出し，院外保育もするようになったのにそれもできない．第２の理由は日中職員数が少ないと保母は疲れるだけであるというのである．そして結論として，もっと日中働く人数と働く時間を増やしてほしいというのである．私はこれを聞いて驚いた．国は労働基準法で労働時間８時間以内を規定しているのである．それを給料を増やすことなくそれ以上働かせてくれというのである．私は感謝しつつも国の法律もあり，若いうちに無理をすると将来年をとってから身体的障害を起こすといけないからといって，彼女らの申し出を断り，話し合いの結果変則２交代制とした．これは子ども対職員の比率が２：１となり，さらに1.7：1となった現在も変っていない．その当時公立では，乳幼児の収容率を少なくして３交代制をとり，民間では収容率100％を越えても当直制をとる施設もあった．全国的に収容率の減少した現在においても，３交代制は定着しておらず，全国的にまだ２交代制の施設も多くみられる．さすがに当直制の施設は少ないようである．

当院では職員の８時間労働を守るようにしているので，どうしても夕食の時間が早くなる．夕食時間を５時にして，日中子どもと大人の接触時間を長くするようにした．しかしながら，それでも夕食後就寝までの時間がかなりある．この時間帯は職員は忙しく，手も回らないので事故の危険もあり，職員もいらいらして来る．それで，２交代制のまま，勤務形態を変えて，この時間帯にも職員を多く入れるようにした．このことは，同時に日中の保育者数の減少を意味している訳であるが，かえって子どもたちは明るくなった．職員の精神状態が子どもに反応しているようであった．

子どもが落ち着き，職員の気分も落ち着いてくるといろいろのことを試みるようになる．その一つとして，職員の増えたときに，いきなり禁止句，命令を言わないようにした．「だめ，いけません」，「しなさい」といいたくなったら，一呼吸して子どもたちと話をして，「やめようね，しようね」といってからやめさせる，あるいはやらせるということにした．これは世に言うしからない育児ではない．一般家

庭でママゴンという言葉の使われている時代であった．禁止句と命令句をなくすことは困難であったが，保育職員は協力してくれた．また，どんなに忙しくても，子どもからの働きかけに対しては必ず一度は聞くようにしてもらった．このようにすると，子どもの方からみると，しかられない，聞いてもらえるので話しかけるようになった．子どもはおしゃべりになった．以前ならば要求を出すことを知らなかったのが要求を表に出すようになった．要求が通らないと足をばたばたさせ，保母に打ってかかり，かみつき，泣きわめくことができるようになった．

最近は，篤志家からの寄付もあり，遊具，おもちゃも増え，子どもたちは家の中でも，庭でも，院外でも元気におしゃべりをし，走り回っている．これは過去においては見られなかった姿である．職員と子どもの両方の健康，落ち着き，ゆとり，そして環境状態とが子どもの日常生活，行動に非常に大きな影響を及ぼしているようである．

おわりに

以上一乳児院の過去30年の歩みを記してみた．これは感想であって，数字に示せないので客観性に乏しいうらみがある．一例ではあるが，乳幼児の発達の一面を示すものとして，時代ごとに長期在院児10名の発達指数の変化を下図に示す．明らかに変化してきているが，これは時代とともに子どもたちが発達したとみるよりも，保育者数の増，保育技術の進歩がこのようにしたとみる方が妥当であろう．金子の最近の研究では，全国的にみて乳児院児の発達は世間一般の乳幼児に比してそん色はないが，言語発達に遅れがあるという．今後はこの方面にも力をそそいだ保育をして行くべきであろう．

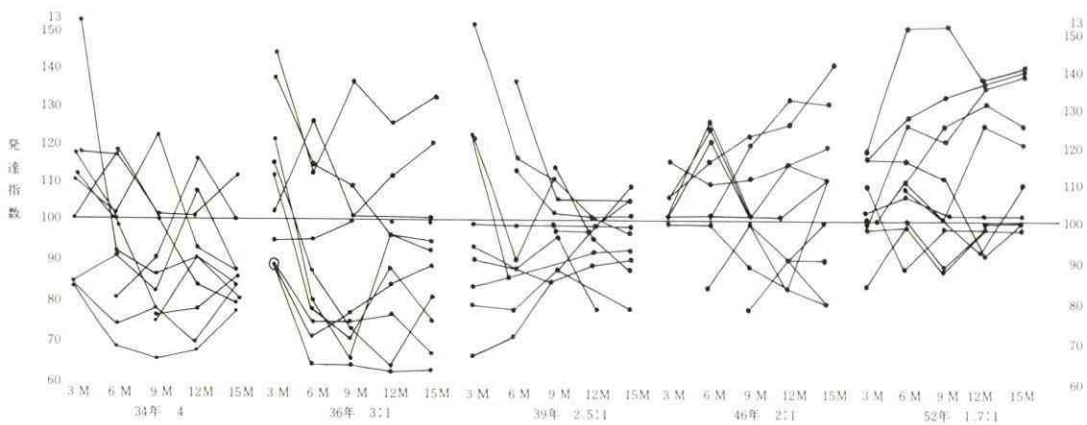

長期在院児の発達指数
図は各年代毎，退院カルテより退院番号順に10名を選んで作成した．

特集・乳児とのふれあい

世界各国の育児休業の比較

可知正高
労働省婦人少年局婦人労働課課長補佐

はじめに

現在，育児休業制度は，スウェーデン，ノルウェー，フランス，イタリア，西ドイツ，イスラエル，スペインの西欧的国家とソ連，チェコスロバキア，ハンガリーの東欧国家で導入されている．これに加え，産後休暇の延長としての性格であるが育児休業と同様の機能を有するものが，イギリス，ニュージーランドで実施されている．これらを総称し「育児休業」と呼称することができる．

また，カナダでは産後休暇の延長としての育児休業の導入が検討されている．米国ではつい最近まで，ご存知のとおり，産前産後休業ですら公民権法第7編の性差別に該当するとされていたのであり（最近の改正で病休と同じ取り扱いとされた．），導入の予定は全くない．

これらの育児休業制度の導入趣旨は，各国ごとに多少異なってはいるものの，かなり類似した背景を有している．嚆矢となったスウェーデンでは，世界的に先駆ける女性解放運動，経済成長とこれに伴う慢性的な労働力不足があいまって労働市場への女性の大量進出が1950年代から始まっており，1954年には，働く母親を労働市場に確保するために，健康保険法の改正で，母親の育児休業に対し給付が与えられた．

その背景には女性の労働市場進出に伴い出生率が減少している事実も見逃せない．すなわち，1948年には1000人当たり18.4人であったが，1954年には14.6人となり，さらには1960年に13.7人，1970年に13.6人，1978年に11.2人となっている．

西ドイツでは育児休業制度は，女子労働者の福祉対策，人口対策として1979年に導入されている．この背景には同国の急激な出生率低下があげられる．すなわち，1968年までは16～18人であった出生率が1969年に14.8人になり，1975年には9.7人と10人を切り，以後，このような状況で現在に至っている．

このようにおおむね女子労働者の大量の労働市場参入が始まった1960年～1970年後半にかけて女子労働者の福祉対策，人口対策として制度が導入され，整備されてきている．

各国の育児休業制度の概要

次に，各国別に制度の概要を述べるが，紙面の都合上，ニュージーランド，ノルウェー，イスラエル，スペイン，オーストリア，フランスならびに東欧諸

国は割愛させて頂く．

●イギリス

(1)根拠法：1975年の雇用保護法で妊娠・出産に関する権利が認められた．また，1980年には労働者の通告義務が強化され，使用者の原職復帰受理義務が緩和された．

(2)休業期間：出産週から29週目までの間に，いつでも職場復帰ができ，また，病気等の場合には通告した職場復帰の日を4週間延期しうる．

(3)対象者：出産予定週の11週前に継続して2年間以上雇用されていた女子労働者（警察官等を除く）が対象とされる．

(4)休業中の所得保障：育児休業手当としての給付はないが，産前産後休業については出産給付(週22.5ポンドを18週間給付する．使用者が賃金の13.7%労働者が賃金の7.25%負担する年金，疾病，失業等の社会保険から給付される）および出産手当（使用者が週給の90%から出産給付額から控除した額を6週間給付する）が支給される．

(5)復職後の取り扱い：

①従前の職に復帰させることが合理的にみて不可能であり，他の適当な職務を提供したにもかかわらず労働者が合理的な理由なく拒否した場合，ならびに従業員5人以下の企業で従前の職に復帰させることおよび適当な他の仕事を提供することが合理的にみて実施できない場合を除いて，従前の職に復帰させなければならない．

②休暇を取得しなかったとしたならば得ていたであろう労働条件（賃金を含む）を下回ってはならない．

(6)休業期間の取り扱い：先任権，年金等の算定に関しては，勤務したものとは見なされないが，通算される．

●西ドイツ

(1)根拠法：1979年の母性保護法の改正（出産休暇導入法）により導入された．

(2)休業期間：産後休業終了後から生児が6ヵ月になるまでの期間とされる．

(3)対象者：1982年に，従前は出産月の10ヵ月前から4ヵ月前の間において12週間の被保険者資格があった女子労働者とされていたのが，改正され，手当を受給するためには，出産前12ヵ月のうち9ヵ月以上雇用関係にあった女子労働者が対象とされる．

(4)休業中の所得保障：健康保険の被保険者については，労使折半拠出となっている健康保険から税等控除後の賃金相当額(1日当たり3.5～25マルク）の手当が支給される．なお，このため国庫より受給者1人当たり400マルクが健康保険に補てんされる．被保険者以外の者については，国から同額が支給される．

(5)復職後の取り扱い：原則として休業前の給与が保障され，かつ，従前の職場に復帰しうる．

(6)休業期間の取り扱い：年次有給休暇については，取得した休業期間の案分比例分が控除される．また，育業期間中およびその後2ヵ月間解雇が禁止される．

●スウェーデン

(1)根拠法：

①経済的保障関係としては，前述のとおり，1954年に健康保険法で母親の育児休業に給付を行うこと

となり，1974年に父親の育児休業にも給付が行うこととなった．

②休業に関しては，1978年に従前までは解釈で行われていた育児休業を法制化した．

(2)休業期間および所得保障：

①休業期間のうち経済的に保障措置がある期間としては，一般育児休業期間(生後270日までのうち180日間とし，賃金の90％相当額〈最低1日当たり37クローネ〉を保障している)，特別育児休業期間（生後8才までのうち180日間とし，うち90日間は賃金の90％相当額，残りの90日間は一律37クローネが支給される）および病気等の子どもの介護期間（生後12歳までの年間当たり60日間とし，賃金の90％相当額〈最低1日当たり37クローネ〉を保障している)がある．

なお，費用は国が負担するが，これに要する経費は，給付額の85％は使用者が拠出し，残部の15％は国家が拠出する．

②経済的に保障措置がない期間としては，生児が1歳半までの全日の休業および8歳までの労働時間の短縮（1日の労働時間を6時間とする）がある．

(3)対象者：休業開始前6ヵ月間継続勤務しているかまたは開始前2ヵ年間に1年以上勤務している労働者が対象とされる．

(4)復職後の取り扱い：休業前の給与が保障され，従前と同程度の職に復帰することができる．

(5)休業期間の取り扱い：有給休業の場合には国からの給付が所得とみなされ，年金基礎額の算定の根拠となる．なお，無給休業の場合にはその期間は年金基礎額の算定の根拠とはならない．

●イタリア

(1)根拠法：1971年の母親労働者保護法により導入され，1977年に男子にも適用が拡大された．

(2)休業期間：生児が満1歳に達するまでの間6ヵ月間とされている．

(3)対象者：全労働者が対象とされるが，父親が休業を請求する場合には母親が権利放棄をした旨を使用者に通知することが必要とされる．

(4)休業期間中の所得保障：休業期間中給与の30％相当額が使用者から支給される．

(5)復職後の取り扱い：従前の給与が保障され，従前の職に復帰することができる．

育児休業制度の活用および評価

導入された育児休業制度の実際の活用およびその評価については，その国の社会経済および労働状況や育児休業制度の内容によりまちまちであるが，概略以下のとおりとなっている．

●イギリス

(1)1980年の調査によれば，育児休業利用者の職場復帰率は，19％となっており，内訳としては国3％，国有企業18％，地方公共団体18％，公的医療機関42％，民間大企業8％，民間小企業7％となっている．

(2)出産後1年目の女子就業者は，1971年では9％であったが，1979年には出産後8ヵ月目の女子就業者は15％と倍増しているものの，これは労働市場の変化を反映したものであり，育児休業制度の効果であるか否かは不明とされる．

●西ドイツ

ケーススタディ（11,902件）によれば，育児休業しうる6ヵ月の全期間を使用しなかった者は226人

(1.9%)，休業を請求した者は10,599人(89.1%)，復職者は5,832人（49%）となっている．

●スウェーデン

(1)育児休業制度の利用者率は，母親労働者の場合100%となっている．父親の場合には，一般育児休業期間の利用者率は10%，平均休業期間は40日となっており，特別育児休業期間の利用者率は25%，平均休業期間は10日程度となっている．父親の休業の多くは母親の病気，出産後の体調不調のためとなっている．なお，復職率は，父親の場合100%，母親の場合80%となっている．

(2)乳幼児を有する母親労働者の就業率は増加しているものの育児休業制度の効果であるか否かについては不明とされる．

●イタリア

育児休業取得者の大部分が復職しているとされるが，利用者率，復職率ともに不明である．なお，父親が育児休業を取得するのは非常にまれである．

育児休業制度の問題点の1つとして代替要員の確保の困難性があげられているが，制度が導入されている西欧諸国では期間を定めた雇用が一般に受け入れられていることもあり，あまり問題は生じていないもようである．なお，イタリアでは一般的に期間の定めのある労働契約は禁止されているが，期間の定めのある労働契約の規律に関する法律により，育児休業の代替労働者についてはこの例外として期間の定めのある契約によって採用することができることとされている．

おわりに

最後に日本における育児休業制度の導入について考えてみる．日本では，早くも1972年には勤労婦人福祉法の中に使用者の努力義務として育児休業制度が規定され，10年以上経過しているが，民間企業等での普及率はわずか14.3%である．

この間1975年には，公立の学校，病院等で働く教師，看護婦，保母等について育児休業請求権が法制化され，また労働省から育児休業普及促進のために各種の奨励措置が講じられているにもかかわらずである．

一方，日本の雇用慣行ではキャリアの形成にとって勤務の継続性が非常に重要であり，募集，採用から解雇まで全ての雇用ステージにおいて，職務をベースとして雇用管理を行う西欧諸国とは比較にならないほどである．したがって，日本においてこそ育児休業制度の本格的導入が急がれるところである．

しかしながら，本格的な育児休業制度の導入は，企業にとって代替要員の確保，人員配置等の点で労務コスト増になり，ひいては，コストの高くつく女子労働者の職域を狭めることにもなりかねない．また，国にとっては財政コスト増になることは諸外国の例からみて明白であり，日本における育児休業制度の本格的導入については，幅広く国民的コンセンサスを積み重ねることが必要とされる．

現在，婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に向けて国内諸法制の整備を行うこととされており，雇用における男女の機会の均等および待遇の平等を図るための法的措置の整備についても，婦人少年問題審議会婦人労働部会で検討されているが，そこでの検討で併せて育児休業制度の法制化についても検討されており，近い将来になんらかの結論が出されると思われる．

特集・乳児とのふれあい

出産に関する最近の考え方

雨森良彦
日本赤十字社医療センター部長

最近，欧米でも“出産”はラマーズ法といわれる出産型式が注目され話題になっているので，このことをご紹介してみたい．

各国の分娩の歴史

分娩の形態の歴史を顧みると，かつては男子禁制の出産であったといわれるが，医師が男性として立会うのは16世紀以降であるといわれる．一方，産科麻酔は1850年クロロフォルムが使用され1853年Victoria女王がレオポルド王子出産にクロロフォルムが使用され，1902年ドイツではモルヒネ，スコポラミンによるTwilight sleep半麻酔状態による分娩が開発された．その後の産科麻酔の発達は笑気，ハローセンなど種々の外科手術麻酔が産科にも導入され成功をおさめている．

しかし一方では薬剤麻酔以外のいわゆる精神予防性和痛分娩がパブロフ条件反射の原理を応用しレニングラード病院のニコラエフ教授によって紹介され，自然分娩を主張するグループによって種々修正され選択されるに至った．すなわち英国では，リード法，米国ではブラッドレー法，フランスではラマーズ法として発達するに至った．

出生直後の母と子の出合い，きずなを明白にきざみ込むためには，母体が全身麻酔下に意識を喪失しているままでは求むべくもないため，この心理的初対面，情動性を重要と考える立場からは自然分娩かつなんらかの上記の和痛分娩法の選択が前提となる．

次に夫の立会いについては，ブラッドレー法，ラマーズ法は一つの必須条件としているが，第2次世界大戦中より病院分娩化が進むにつれて産婦は家族と隔離され，母親の立会いはもちろん夫の立会いも認められなくなっている．

原始社会では夫は妻の分娩に立会っていたとのことが人類学者マーガレット・ミード博士によって立証されているが，今日でもポリネシアでは夫は妻の分娩に立会っており「擬娩」という用語が用いられている．

米国では夫の立会いを主張し裁判に持ち込みジョンクレイン氏はカリフォルニア州で1964年認められるに至った。

1973年マーサ・グリフイス国会議員は国の補助を受けている病院では，産婦の要求があれば夫の立会い権を認めるべきであると主張している．

この夫の立会いについての反対理由としては，夫

が病原菌を分娩室に持ち込むということが主なるものであるが，カリフォルニア州では4500例について調査した結果，このようなリスクは否定されるに至った．

我々の調査では少数例ではあるが，産科学的にはもちろん問題はなく，ラマーズ法による出産でこの「夫の感染系路」のリスクは否定でき，新生児の感染疾患の増加は認められなかった．分娩後１ヵ月目の産婦新生児健診においても全例母乳栄養保育に成功継続しており，出産直後からの母児同室によるデメリットはなんら認められなかった．従来の病院分娩における不自然な母児の隔離，人工栄養方式がその後の母児関係にはかり知れない心理的トラウマを残しているのではないかという作業仮説を検討するには，このラマーズ方式による自然分娩がファーストステップとして選択されねばならないのではなかろうか．

ラマーズ法とは

ラマーズ法というのは，「精神予防性和痛分娩」をモデルチェンジしたものである．麻酔をかけないで，はっきり目をあけて，痛みを乗り越え，自分でいきんで赤ちゃんを産み，産声を自分の耳で聞き，その瞬間を自分の目で確かめようとする，いわば自力本願のお産である．

ウーマンリブ運動や消費者運動が，世界的に広まっているのと歩調を合わせるようにして，自力本願のお産であるラマーズ法が，アメリカでも注目を浴びはじめた．他力本願のお産ではなく，お産という女性にだけ与えられた崇高な生理現象，人生のドラマを，麻酔で眠らされている間に過ごしてしまうことにあきたらず，自分で演出，出演，喝采を浴びようとするものであろうか．

かくいう私は，男性であるから，幸か不幸かお産を経験できる舞台には上がれないので，お産のやり方について，あれこれ注文をつける権利はないが，女性自身が自力本願のお産を選択するということは，素晴らしいことだと思われる．観客席から，心からの拍手と声援を送りたいと思うのである．

医学が目ざましく進歩し，麻酔技術も進歩しているのに，昔のお産に逆行して，原始的な自然分娩を支持するなんてひどい時代錯誤だと，思われるかもしれないが，お産というのは病的な現象ではなく，よいたとえではないが，太くて硬い便をいきみによって排泄するように，一つの正常な生理現象とも考えられる．排便に麻酔を必要としないように，その生理や仕組みをよく理解して不安を取り除き，練習，訓練をしておけば，必要以上の苦痛に苦しめられることはないという考え方が，精神予防性の和痛分娩である．お産の苦しみは，不安感が半分以上を占めているから，精神的な恐怖感さえ取り除いておけば，薬物麻酔にたよらなくても，「お産」は乗り切ることができるというものである．

日本で，この精神予防性和痛分娩を取り入れたのは，現在私が勤務している「日赤医療センター」の前身，「日赤産院」であった．当時の久慈直太郎院長，菅井正朝博士，岡郁也博士らが中国経由で輸入された本法の普及に努力され，成果を収められた．

当時，医学部を卒業したての青二才の私は，この精神予防性和痛分娩など信用しておらず，そんな精

神療法で，お産の苦しみが解消するものとは思えなかった．ところが，縁は異なもの，はからずもこの日赤に勤務するようになり，この十年間に，私はすっかり洗脳されてしまった．もちろん，精神予防性和痛分娩が完全であるというのではないが，すっかりかつての偏見は捨ててしまっている．

日本人には，どうも舶来崇拝傾向があり，横文字の名のついたものには文句なく飛びつく．「ラマーズ法」も，もとはといえば，精神予防性和痛分娩と同根のものであるが，フランス経由で紹介されると，今日のように，このとおりのブームとなり，それはともかく，ラマーズ法の普及は結構なことに違いない．

ラマーズ法の一つの柱は，お産の際に夫が付き添うということである．これについては，日本にも例がないわけではない．「喜びも悲しみも幾歳月」という灯台守の一生を描いた映画のなかで，夫が妻の出産に立会い，わが子を取り上げる感動的なシーンは忘れ得ないひとコマである．

交通機関の発達していなかった昔，産婆さんもいないような辺ぴな地域でのお産では，ほかに適当な人がいなければ，夫がみずからの手でわが子のへその緒を切るのは，むしろ当然のことだったのであろう．現代社会では，妙に夫の活券（こけん）にこだわったり，はにかみや照れがあって，素直になれないのか，妻の出産に立会う習慣は定着していない．私自身，産科医でありながら，長女の出産は同僚まかせでマージャン，長男のときはパチンコというありさまであったので，他人のことをとやかくいうことはできない．おかげで，妻からは事あるごとに「人の苦労も知らないで」と文句をいわれる始末である．

ラマーズ法でお産をした産婦さんに，産後の感想をうかがってみた．

「どうです，お産はたいへんでしたか？」

「ええ，たいへんでした．でも私のいきみ方の練習不足だったのです」

この答えのなかに，女性が母親になる過程における主体性の確立を，私は感じ，他力本願から自力本願へ，この意識に目ざめた母親のことばだと思った．

おわりに

さて，私どもの病院は，六本木の近くにあり，付近には各国の大使館が多く，そのせいか在日外人のお産が少なくない．その方々は，すべてラマーズ法希望で，麻酔分娩をはっきり拒否されるのである．先日も，某大使館員である夫君が，愛妻の分娩に付き添い，ご自分も額に汗しながら数時間にわたって，愛妻を慰め励まし，水を飲ませ，身体を抱き起こし，腰をさすりながら，ともに分娩の努力を分かち合っておられた．そして劇的な赤ちゃんの産声，手に手を取り合って祝福し合う姿には，喜びも苦しみもともに分かち合う崇高な夫婦愛の感激が見受けられた．その場に居合わせた数人の若い助産婦学生も，感動に頬をぬらしていた．

冷たい鉄の棒ではなく，温かい夫の手を握りしめてのお産，わが子の寝顔を眺めながら新米ママさんも，快い疲労のあとの満ち足りた時間を過ごす．分娩室でも，産褥室でも，私ども医師は，傍観者といいますか，第三者で，異常のないかぎりまったくうれしい失業者となってしまうわけである．

特集・乳児とのふれあい

施設紹介

ウォーデン・コミュニティー・センター
WODEN COMMUNITY CENTRE

神戸賢次（かんべけんじ）
日本児童育成園児童指導員

概要

1969年，A.C.T.開発公団が，時間保育(Occasional Care)のための当施設を建てた．しかし，連邦政府社会保障省，教育省の予算難により，民間に委託されたのである．そして，順次事業も拡大され，現在の巾広いコミュニティー・サービスをするに至ったのである．その原動力になったのはコミュニティーの強い要望である．特にウォーデン，ウェストン・クリーク地区に新しく住みついた人や，ストレスや病気や困難の時に両親の援助を受けられない人達の諸問題を少しでも和らげようとする人達に支えられているのである．

オーストラリアの児童福祉サービス全般に言えることであるが，社会生活の基礎単位としての家庭および個人を最も尊重し，各種サービスの内容も家庭機能の補充としての家庭援助サービスを中心に考えられている．特にウォーデン・コミュニティー・センターは，コミュニティーの強い要望で設立され，また，運営されている．その結果，事業の内容は地域住民のニードに密着したきめ細かい配慮がなされているのを特色とする．

財政的には首都圏省（ACT）連邦政府社会保障省，教育省よりの運営補助やファミリー・デイ・ケアー，オケージョナル・ケアー利用者からの利用料そしてコミュニティーよりの指定寄付金によりまかなわれている．

活動内容

(1)時間保育（Occasional Care）

家族に緊急の事態が発生した場合に両親が医療，歯科，病院その他へ通院することができるように，あるいは，その他の理由によって家族に緊急事態が発生した場合に「限られた時間」子どもに対してケアーしようとするものである．定員にゆとりがある場合には，親のショッピング，待ち合わせ，授業参加（英語学習教室），友達とのコーヒータイム等のその時間，子どもに対してケアーしようとするものである．

対象年齢	料金		時間	部屋	職員
	1人目	2人目			
0～18ヵ月	1人1時間　65セント			乳児室	看護婦 2名
18ヵ月～5歳	1ドル 60セント	1 A$	（第1部） 9:00～11:15	遊戯室	プリ・スクール・ティーチャー 3名
	1ドル 10セント	1 A$	（第2部） 11:30～13:00	〃	
	1ドル 60セント	1 A$	（第3部） 13:00～15:30	〃	

- 上記職員の他，有給アシスタント職員が手助けをする．幼児は保育カリキュラムにしたがって，自由遊び，造形遊び，読み聞かせ，音楽リズム等を通して遊ぶ機会に恵まれる．
- 開館日は，月～金曜である．ただし，国民祝日は

閉館する．

利用時間で不都合な方は，8：30～9：00，15：30～17：00の時間帯であれば特別に必要最少限の子どもを預かる．

●ID カードを身につけさせる．ID カードとは身分識別カードの事で，子どもに緊急事態が発生した時のために親の連絡先，電話，その他身体の状況，アレルギー等を記入し，緊急医療承諾サインをする．

●一週間前に予約すれば優先的に利用ができる．ただし，緊急時には当日でも受け付ける．

●1日2部まで利用でき，週3部とする．緊急時はその限りではない．

●病気中，あるいは病気の疑いがある場合は利用できない．

(2)1日保育（Family Day Care）

仕事の関係で子どもの養育ができない場合ボランティア・コーディネーターが，子育てに関心興味のあるボランティア的な人の家庭に委託，あるいは，希望している家庭へボランティア的な人を出張サービスさせようとするものである．また，昼夜を問わず，数日間子どもの養育ができない場合には，一時里親への斡旋も行うのである．

現在，ボランティア的な人で，かつ時間を有効に活用できる人が300名程，ウォーデン・コミュニティ・センターに登録されている．皆，子育てのトレーニング・コースで学び，また，センターのスタッフの定期的な訪問指導を受けており，その家庭は，トイレ設備を含む環境設備が福祉の基準に合うように改造されているのである．

料金は，一週45時間ケアーの場合，1人当たり40ドルである．1家庭に4人を越えて委託することはないように配慮されている．

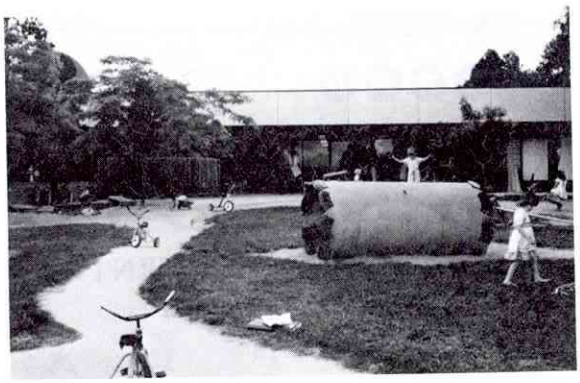

中庭で遊ぶ時間保育にあずけられた子どもたち

(3)学童保育（Out of School Care）

5歳～12歳の子どもで，幼稚園，学校の始業前，あるいは放課後に子どもの養育ができない場合にその時間を仲間と楽しく過ごさせようとするものである．現在，3地域で実施し，1ヵ所30名定員で実施している．職員は教員資格をもった職員1名とその他，子ども10名に1名の割合で有給のアシスタント職員を配置している．

時間は，7：45～9：00と15：00～18：00である．夏季の長期休暇中も利用でき，時間は8：30～18：30分まで預かる．長期休暇中の利用料金は週9ドル平均である．

(4)その他のコミュニティーサービス業務

(イ)多様文化アドバイサー（Multicultural Adviser）

避難民や移民たちが言語，文化等に慣れなくて困っている場合に家族援助サービスや，就労への相談，援助をしようとするものである．一時宿泊サービスもある．

(ロ)危機にある場合の相談援助(Crisis Counselling)

●移送（Transport）

身体的または，高齢のため，病院等へ通院できない場合，移送してくれるボランティアを斡旋しようとするものである．

●フルーツ・コープ・グループ(Fruit Co-op Group)

高齢者のための福祉電話や在宅サービスをしようとするボランティア・グループである．

(ハ)土曜の朝クラブ（Saturday Morning Club）

毎土曜日，9：30～13：00の間に日頃社会的交流の少ない障害児（8～13歳）のためのクラブであり，ゲーム，レクリェーション，手芸（造形）等を通して楽しく過ごさせようとするクラブである．

おわりに

近年，日本の養護施設でも施設の閉鎖性が批判され，もっと社会化して地域社会との協同経営的運営が望ましいという論議が盛んに行われ，施設側もその体制に応ずる動きが見られる．しかし，現在では，施設が地域住民から隔離的存在とならないよう，施設をＰＲ，集会場所や園庭を地域に提供，開放したり，施設長等が個人的に町内会やその他の役員を引き受けるといったお付き合い程度の段階で止まっていたのではないだろうか．

その点，オーストラリアの児童福祉サービスの基本的考え方・精神である，次の事柄が国家的に義務づけられているのである．すなわち，

①福祉サービスは地域社会の児童すべてに及ぶようにすること．

②福祉サービスの企画と運営に利用者と地域の参加を仰ぐこと．

③福祉サービスと他の関連諸サービスおよび地域社会資源との統合を計ること．

④既存施設の利用を最大限に計ること．

すなわち，私達の求めるべき「施設の社会化」「コミュニティー・ケアー」の方向が明示されているのである．具体的に，ウォーデン・コミュニティー・センターの場合を当てはめてみると次の通りである．

(Ⅰ)時間保育(Occasional Care)，一日保育(Family Day Care)の利用条件は家族の緊急事態であったり，仕事の関係でその時間，あるいは数日間，子どもの養育ができない場合，優先的に預けることができるとあるが，それこそ，親の友人とのコーヒー・タイムが理由であっても子どもを預けることができるようにいつでも誰でもが安心して，必要な時に必要なサービスを受けられるシステムとなっている．

(Ⅱ)元来，地域のニードに支えられて設立された背景も影響して理事会は，コミュニティーの代表16名で構成されている．理事は無報酬であるが，各部門の小委員会（Subcommittees）を担当し，現場スタッフと共にサービス内容の向上や資金集めに努力している．

(Ⅲ)小学校等の既存建物を利用して，学童保育（Out of School Hours Care)を始めたり，複合文化アドバイザー（Multicultural Adviser）やコミュニティー・ワーカーが中心となって，地域で発生するあらゆる児童問題に対する予防的施策，ならびに早期発見，早期対応のできる地域援助体制（福祉のネット・ワーク化）を各関係機関と密接なる連携を持って確立できるよう努力している．

特集・乳児とのふれあい

施設紹介

中国の乳児保育施設

——上海の人民公社の例——

高野陽（たかの　よう）
国立公衆衛生院乳幼児衛生室室長

1983年3月末から4月初旬にかけ中国を訪ねる機会を得た．本来の業務は家族計画に関することであったが，人民公社を見学し，そこに設置されている保育施設も見ることができた．

見学した人民公社は，上海市郊外の虹橋人民公社といい，上海市街より車で30分位の所にあった．面積は24km²，人口25,000人位で，ほぼ平均的なものということである．人民公社には，公社直轄の保育施設と，その下部組織の生産大坫(隊)の保育施設とがあり，3歳未満とそれ以上の年齢群とに区別して収容し，通訳の言葉や文書で見る限り，前者を託児所といい，後者を幼稚園と称している．

直轄の保育施設にしても生産大隊の施設にしても，受託は7時からで帰宅は母の労働時間に一致させてあり，託児所も幼稚園もその点に差はない．公社内の乳幼児の約95%が通園している．乳児は生後2ヵ月から受託しており，乳児の世話をする保母は子ども3人に対して1人の割合で勤務している．3歳以上は15～20人の児童に対して1人の保母が働いていた．もちろん，保母も8時間勤務を原則としているので，1人の子どもを複数の保母が担当することもあり得るといっていた．

見学した託児所は，幼稚園と比較してみてなんとなく見劣りがした．2歳未満の乳幼児が保育されていた部屋は2階にあって，あまり広くない所にピッシリとベッドが並べてあった．眠っている乳児，椅子に腰かけている幼児とまちまちであった．また，ちょうど昼食時間だったらしく，食べさせてもらっていた乳幼児もいた．その食事は，いわゆる卵と野菜入りの「オジヤ」(中国名で何というかは知らないが）で，子ども茶碗に満々と盛ってあった．一般に，中国では生後4ヵ月頃から離乳を開始するということだったが，そこに並べてあった離乳食は何ヵ月の子どもに与えるものかは教えてくれなかった．ただ，上海市児童医院（子ども専門病院）で見せてくれた農村向けの教育宣伝用のスライドに示されていた食品構成とはかなりかけ離れていたようで興味深かっ

上海人民公社直轄の乳児保育施設

た．階下の２歳以上の幼児の保育室では，子どもたちは全員椅子に腰かけ歌と拍手で我々を迎えてくれた．しかし，その部屋には少なからず驚いた．鉄格子の入った窓はかなり高い位置にあってうす暗く，椅子しかない部屋には飾りつけも少なく殺風景で，何となくジメジメしてあまり健康的な感じはしなかった．

３歳以上の幼児が通っている幼稚園では建物もよく，直轄の施設の入口の黒板には「熱烈歓迎日本同朋」と書いてあった．４歳児も５歳児も遊戯で歓迎してくれた．５歳児はさらに楽器演奏もしてくれたが，先生がオルガンを弾き間違えたのはごあいきょうだった．

下部組織の生産大隊の保育施設にも回ってみた．直轄の施設に比べてやや小じんまりしている．ちょうど昼休み時間だったので，子どもたちは野良仕事から帰った母と一緒に一時的に帰宅していたので，園は２～３人しかいなかった．生産大隊の方が昼に一時的に帰宅するものが多いとのことであった．生産大隊が工場の場合，母が乳児に母乳を与えることができるように配慮されていると教えてくれた．保育室の広さや内部の設備は直轄の施設と大差はなかった．５歳児のクラスでは算数をしていたが，かなり勉強の時間も日課にある．中国の幼稚園は相当勉強しているように感じられ，日本の教育ママにとって流涎（りゅうせん）の的になりそうである．

乳幼児の健康管理は「はだしの医者」によって行われている．毎日「はだしの医者」が施設を巡回して，乳幼児の状態を観察しているとのことで，彼らの活躍は重要なものであると人民公社直轄の病院の副院長が評価していた．

２歳児の保育室

乳児の保育は，この公社に限らず女性の働いている工場や農園では必ずといってよいくらいに設けられてあり，できるだけ母乳栄養ができるように配慮されている．

国策である「１人っ子」を遵守している家族には，保育施設の入所も優先されており，１人っ子でない家族では保育施設入所に際して有償となり，時には入所も不可能な場合もあるという．

中国の乳児保育施設を上海市虹橋人民公社を例にしてご紹介した．

特集・乳児とのふれあい

施設紹介

キブツの親子関係

——乳児保育を中心にして——

石垣恵美子
聖和大学教授

1982年4月より1年間イスラエル国立ハイファ大学教育学部への留学を機会に，私は多くのキブツを訪問し，再度の観察や調査を行う機会を得た．私としては4度目の訪イであったが，その1つを中心に紹介してみよう．

乳児の施設「ベイト・ティノコット」

産後7週目(母親の希望でもっと早い場合もある)より1歳未満の乳児を預かる所が，キブツ内に設けられた「ベイト・ティノコット」と呼ばれる施設で，

メタペレットと一緒の食事風景

イスラエル全体で現在263ヵ所あるキブツのほとんど全部に設けられている．ほとんどが美しい建物でキブツ内の最も便利な大食堂（ハダル・オーヘル）の近くに建てられている．3～4部屋にわけられた保育室にはそれぞれ2～3のベビー・ベッドがおかれ，母親の好みによってきれいにカラフルに飾りつけがなされている．ここには3人の乳児に1人の割合でメタペレット（保母）が配置され，他に看護婦の常勤している所が多い．清潔で設備の行き届いた調乳室，バスルーム，そして大人の休むための寝室もある．各乳児のベッドにはインターホンが取りつけられ，赤ん坊の発声や泣声や動作音がすべて記録されるようになっている．ここで約1年間を過した乳児は，次には5～6人単位でペウトーン（幼児の家）と呼ばれる施設に移り，幼稚園入園前の約3年間を過すのである．

キブツ，ベイト・ゼラ

1974年，最初に訪問したのがベイト・ゼラという名の，ガリラヤ湖の南にある美しいキブツのベイト・ティノコットであった．8年が経過した今回，私は今1度ここを訪れる機会に恵まれた．8年間に，あの時の赤ちゃんたちは大きくなり，しっかりした小学生になっていた．特に双生児だったアドット家のエナブとネタ（拙著「キブツの保育」誠信書房 1977，279頁参照）は美しい姉妹に成長し，小学校2年から習いはじめた流暢な英語で私に挨拶してくれた．お母さんのジヴァは少し年を取ったものの，再会を喜んでお茶に招いてくれ，話がはずみ，また一緒にプールで泳いで夏を楽しんだ．ここのベイト・ティノ

コットは，8年前にくらべてはるかに立派なものに建てかえられていた．かなり離れている親のアパートとの間を往復するための乳母車も，日本で市販されているようなカラフルでソフトな派手なものを使用するようになっている．しかし8年前のベイト・ティノコットは赤ん坊と母親とメタペレットで満員でにぎやかだったのに，今は設備が立派になったのと反比例してひっそりとしたものになっている．空ベッドが多い．また，ベッドは用意されていても赤ん坊がその中にいない場合が多く，メタペレットは手もちぶさたのように見受けられた．つまりキブツでの集団育児制度が緩やかになってきたため，両親のアパートに乳児を連れて帰っている時間が長くなり，従来のキブツの保育の特色が次第に失われてきているのである．

新しい乳母車を使用し、キブツ内を散歩する母親

キブツ保育の将来

70年の歴史をもつキブツの保育の第1の特色は，その独得な親子別寝制度にあった．いわゆる両親は両親のアパートに，子どもたちは集団で「子どもの家」に生活し眠る制度である．それが次第に崩れはじめている事は，今までにも何回か報じてきたが，私の最近の調査に基づけば次のごとく明示できる．

1974年　20ヵ所のキブツで親子同寝制度実施中
1976年　35ヵ所のキブツで親子同寝制度実施中
〃　23ヵ所のキブツで同制度実施を準備中
1976年　10ヵ所のキブツで同制度実施を討議中
1982年　140ヵ所のキブツで親子同寝制度実施中
〃　24ヵ所のキブツで同制度実施を準備中

キブツは現在263ヵ所あるから，すでに60%以上が親子同寝制度に移行しつつあることがわかる．今回また実施したアンケートによる追跡調査からも，ほとんどのキブツ・メンバーが「将来はキブツ全体が同寝になる」ことを予想している．「唯一の失敗しなかった実験」とまでマルチン・ブーバーをして言わしめたキブツであるが，次第にその保育面での特色を失いつつあることは，種々の理由があるとはいえ，時代の趨勢とみるべきであろう．反面，キブツの保育の研究を続けてきた者として，私はある種の寂しさを感ぜずにはいられない．しかし母子関係理論の立場からいえば，喜ぶべき現象といってよいであろう．今後も，その推移を見守っていきたいと思っている．

特集・乳児とのふれあい

施設紹介

愛育会総合母子保健センター

高橋悦二郎（たかはし えつじろう）
総合母子保健センター保健指導部部長兼
日本総合愛育研究所副所長

はじめに

愛育会はもともと昭和8年皇太子殿下の御誕生を記念して「我が国の児童及び母性に関する教化並びに養護に関する施設」の資として，皇室から御下賜金を賜わり，それをもとに設立されました．以来母子の心身両面からの研究を目的とする日本総合愛育研究所，愛育病院，愛育幼稚園や養護学校等教養施設の運営，さらに母子の健全育成をはかる愛育班活動など，幅広い活動を続けて参りました．

また昭和54年国際連合が「国際児童年」を制定するにあたり，政府は記念事業の一つとして，わが国の母子保健事業をさらに推進，充実する目的で，愛育会に設置することになり，愛育病院の改築，組織替えが行われ，愛育会総合母子保健センターとして昭和55年9月から新発足いたしました．したがって現在愛育会の組織機構は次頁の表のようになっています．

センターの事業概要

(1)愛育病院

センターの中核となる診療部門で，産婦人科，新生児科．小児科が中心となり外来，入院を扱っています．ベッド総数は118床で，妊娠から出産その後，小児が病気になった時は小児科へと，母と子一貫して診れるのが特徴となっています．

産科病棟には母親の希望により母児同室制入院室もあります．特に当院の母児同室制はpartial rooming-in systemといって，母親の枕もとに児のコットを置くのではなく，母親の部屋の隣りに新生児の部屋があり，いつでも自由に母親は出入りが出来，また境のガラス窓を通して児の様子が見れるようになっています．最近早期からの母子接触が，母子関係をつくる上に大切な事と強調されますが，全くの母子別室では授乳の時くらいしか，母と子のふれあいが出来ません．partial rooming-in systemやrooming in system（母児同室制）では，その点すぐれています．

新生児科は集中監視設備も整い（NICU），超未熟児でも，ハイリスクの新生児でもみれるようになっています．当院で出生した新生児のほか，他所で出生した未熟児も受託いたします．

その他健康診断科は，子宮癌，乳癌，貧血，更年期障害等のスクリーニングや，婦人内科的なドック診療も行います．

愛育会総合母子保健センター

(2)保健指導部

愛育病院はどちらかというと病的な母子を，保健指導部は健康な母子を主として取り扱っています．これがまた総合母子保健センターの一つの特徴で，小児保健，母性保健，栄養指導，心理の4科があり，総合的で立体的な見地からの母子保健指導をめざしています．つまり妊産婦の妊娠中から産褥期間を通じての生活指導，栄養指導などや，出生後小児の小児科医による身体発育，異状の発見や，栄養士による栄養指導，保健婦による生活指導，心理の先生による精神発達，しつけ，心理的な指導等がきめ細かに行われ，6歳まで継続指導が行われています．

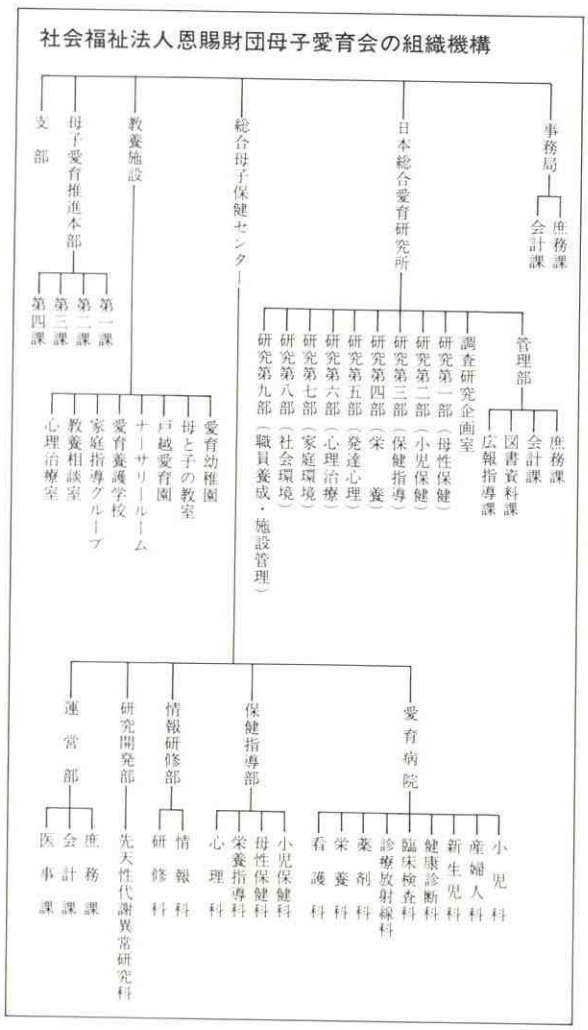

妊娠中の記録の要約や新生児カルテは全部保健指導部に送られ保管され，小児保健指導部では，これらのカルテに加えて，生後6ヵ月までは1～2ヵ月に1回，以後1歳までは2～3ヵ月に1回，1歳代は3～4ヵ月に1回，2歳代は半年に1回，以後6歳までは1年に1回，保健指導が行われ，一人一人のカルテが妊娠中から新生児期→乳児→幼児期と経過を追ってそれぞれ保管されます．保健指導中には時期に応じて予防接種や血液検査，検尿，視力検査等も行われます．

その他集団指導として母親学級なども保健指導部で行われ，数はまだ少ないのですが思春期外来もぼつぼつ取り扱っております．

心理治療を要するもの，例えば自閉的なものとか精神発達の遅れ，言語障害，登園・登校拒否等は愛育研究所第六部心理治療の方で主に行われます．もちろん小児科外来や保健指導部等も協力してことに当ります．

(3)その他研究開発部，情報研修部等

母子保健，福祉に関する研究は主に日本総合愛育研究所で行われますが，当センターの研究開発部では主に先天代謝異常研究が行われ，心身障害の発生を早期に予防し治療するため貢献しています．情報研修部は主として母子保健関係の情報の収集，検索，提供，母子保健要員の研修が行われます．

1983年国際社会福祉協議会 アジア・西太平洋会議

(International Council on Social Welfare
1983 Asia & Western Pacific Regional Conference)

染谷豊吉
資生堂社会福祉事業財団・常務理事

1983年8月21日から8月26日までの1週間にわたってICSWアジア・西太平洋地域会議がタイのバンコクにおいて開催された．会議には域内諸国からの参加はもちろんのこと，遠くはヨーロッパ，アメリカからの参加もあり，40ヵ国，総数495名の参加者となり種々なプログラムが展開された．日本からは，田中正己参議院議員（元厚生大臣）をはじめとして，大学教授，施設責任者等合計31名の方々が参加し，日本側からもそれぞれ活発なる発言がなされた．

今回の国際会議のメインテーマは，「人々：開発の焦点 People:Focus of Development」であったが，タイ王室のガリヤニ・ヴァドハナ妃殿下（H.R.H Princess Galyani Vadhana）のご臨席のもと，タイ社会福祉協議会関係者の積極的な努力によって，まれにみるすばらしい会議運営がなされた．その詳細については，紙面の都合上省略いたしますが，この国際会議の主たるプログラムについてご紹介します．

基調講演

歓迎挨拶，開会宣言，引き続いてガリヤニ・ヴァドハナ妃殿下の基調講演がなされた．

基調講演をなさったガリヤニ・ヴァドハナ妃殿下（中央）

すなわち，妃殿下はこれまでの実践を通して，「人間の開発にとって，最も大切な働きかけは教育の力であり，これを社会の中で大きく育成する必要がある．そのためには，計画・調整および継続性の一つのサイクルをたえず振り返りながら進めるべきである」と強調し，さらに「本大会参加者が等しく人々に対する同情，そして社会福祉の専門性としての人間性の燈によって，人間開発がこれまで以上に導かれることを大いに期待しており，ワーカーの社会的役割は人間開発を促進する触媒であることを認識して欲しい」と約1時間にわたっての熱弁は，正に本国際会議中での圧巻であり，実践を通しての自信と卓越した識見，そして国民の頂点としての責任感が織り成した明解な論旨により，参加者一同共に深い感銘を受けた．

（注）1. ローザンヌにて化学を専攻，したがって講演の中で触媒等の化学用語が多く使われた．
2. タイは都市化の速度が遅く，人口85%が農村にあり，農耕文化を基礎としている．妃殿下は，常時，キャップをかぶり，ズボンに長靴のいで立ちにて，農村視察を行っている．

サブテーマ

下記に述べる4つのテーマをめぐっての討論会が行われたが，今回はこれまでの討論会形式を払拭し，一切の記念講演は行わず，直ちにパネルディスカッションに入った．これはメインテーマのPeople（人々・庶民）にふさわしく“権威または統制”という上下関係を外した全員参加の意識高揚をはかったもので，自由な雰囲気のもとに極めて活発なディスカッションが行われた．

1.「草の根からの住民参加」：これまでの開発の歴史は「経済的開発」であり，「社会的開発」はなおざりにされていたが，今後は「社会的開発」に重点をおくべきで，そのためには情報の伝達や交換の機能を増大し，人的資源の拡大をはかるべきとした．

2.「NGOと政府との緊密な関係づくり」：NGO（Non Government Organization）と政府との間のギャップをいかに調整していくか，あるいは調整役割を国連か赤十字社にゆだねるべきか．いずれにせよNGOのミクロの視点と政府のマクロの視点とは一致しないが，なんらかの妥協点はあるものと考え，努力をすべきであるとする．

3.「社会的公正と資源の分配」：貧困のない社会へのアプローチとして有効適切な戦略は必ずあるとし，資源の分配をめぐり社会正義を大きく掲げる．

4.その他：「人々の協力を得るための学校外教育」についてはより有能なカタリストを発見して，成果をあげるべきである等々いろいろなディスカッションが行われた．

バンコク宣言

6日間にわたる白熱した会議のエピローグを迎えて，これまでのICSWおよびアジア・西太平洋地域の各国委員会の事業をたたえ以下の宣言を行った．

1.すべての人々は差別なく人権，自由を享受する権利を有することを再確認する．

2.人々の開発に関連する諸原則の基本的重要性を強調し，アジア・西太平洋地域諸国が行政をこの諸原則に基づかせるよう訴える．

3.諸原則の根源は，国際連合憲章，世界人権宣言，等に見出される．

4.アジア・西太平洋地域諸国のすべての人々が開発への権利を有することを認識するよう呼びかける．

5.アジア・西太平洋地域諸国に対し，開発への権利を強化するような民事・政治・経済・社会および文化的権利の実現を計るよう呼びかける．

等15項目にわたる「バンコク宣言」がなされ本大会は閉会された．

むすびに

これまで6日間の会議を通じ，我々が反省すべきことは，今までアジア・西太平洋地域国家に対する援助は経済効率を主眼としていたが，真に彼らが渇望するものはどこにあるのかよくその実状を知るべきであって，そのためにはNGO等が人的交流を草の根的に進め，一つ一つの実績を積み重ねて政府に働きかけ，より有効な援助を進めるべきであり，私たち一人一人が当該地域の実態を深く深く知る必要があろう．

国際児童福祉連合総会

佐野利昭
厚生省児童家庭局母子福祉課長

1982年11月25日・26日の両日，ジュネーブのEFTA(欧州自由貿易連合)会議室において国際児童福祉連合(International Union for Child Welfare:IUCW)総会が開催された．

IUCWは，1946年に国際児童救済連合(Save the Children International Union)と国際児童福祉振興協会(International Association for the Promotion of Child Welfare)という2つの児童の福祉向上を目的とした団体が合併して創設されたものであり，国際連合の経済社会理事会やユニセフ(国連児童基金)，ユネスコ(国連教育科学文化機関)，ILO(国際労働機関)，WHO(世界保健機構)等の諮問団体として認められている国際的な非政府団体である．

児童福祉に関する資料・情報の収集，提供，児童福祉事業に関する調査，研究にあたるほか，ユニセフ等と協力しつつ，みずから発展途上国や災害被災地域における児童救済援助活動を推進している．加盟団体は，1981年7月現在正会員が77ヵ国102団体あるほか，準会員や資料購読会員等を加えると87ヵ国188団体が加盟している．

総会は，IUCWの最高議決機関であり，規約によれば，2年毎に開催され，IUCWの事業計画の策定，役員の選任，加盟の許可や除名の決定，規約の改廃等の権限を持っている．議決権は正会員に限られるが，準会員もオブザーバーとして出席を認められる．

今回の総会は，本来は1981年に開催されるべきものであったが，IUCWが現在直面している最大の問題，すなわちIUCW財政の危機的状況とその打開方策の検討のために遅延していたものである．したがって，今総会において最も関心を呼んだのは，事務局長の財政報告であり，IUCWの活動の在り方や財政運営に関して，各団体から活発な意見の表明があった．

事務局長の財政報告は，1977年以降この5年間に生じた財政赤字の実態と，その赤字幅圧縮のために事務局が講じてきた努力が示されていた．そもそもIUCWの財政は，加盟団体の分担金以外には，寄付，贈与，補助等の不確実な財源に依存し，その財政的基盤は極めて脆弱なものであったが，特に1977年に大口の資金提供を行ってきたスイス，オランダ，スカンジナビア諸国等の一部有力団体がIUCWを脱退したこともあり，事務局の経費も満足に賄うことができないほどの状態に立ち至った．このため，恒常的な赤字要因となるようなプロジェクトの見直し，計画変更を行うとともに，事務局職員も1977年の総勢50人から1980年には40人に，さらに1982年には31人へと削減し，その給料も極力抑制するなど出費を最少限に抑える努力が払われている．また，財政基

盤強化のために，加盟会員の拡大を図るとともに新しい寄付者の獲得，新規補助事業への着手等も試みられているが，その成果はまだ必ずしも十分ではない．会員数は着実に増加しているが，分担金未納の会員も多い．児童の救済援助のための各種プロジェクトを継続するための経費は，インフレのため増大するが，そのプロジェクトを推進するために寄付や補助を約束した団体は，世界的経済不況の影響もあり，十分にその約束を履行しないといった事態も生じている．このような現状を踏まえて，事務局長から，未納分担金の支払い要請さらには分担金の引き上げについての提案がなされた．

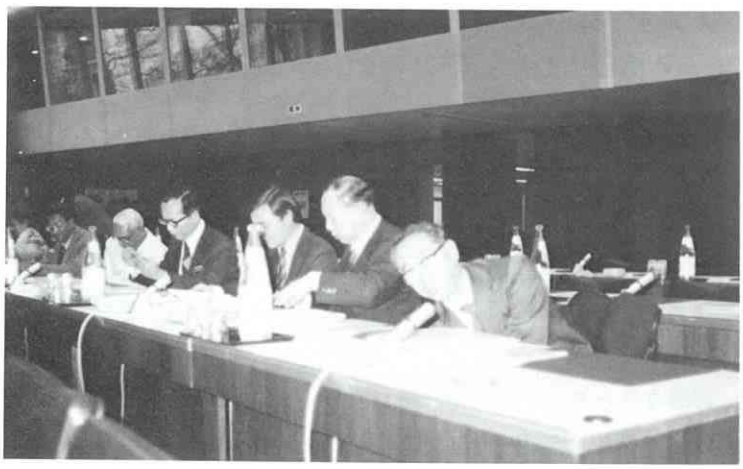

総会会場内

総会の議論は，事務局に対して，大変厳しいものであった．IUCW の過去の財政運営に対する責任追求，特にすでに退職してしまった前事務局長を糾弾する声が強かった．また，分担金の引き上げに対する賛成の意志表示は全くなく，未納分担金に対する非難とIUCW が現に推進しているプロジェクトの見通しを求める意見が表明された．結局，分担金の引き上げについては，さらに役員会で検討のうえ，次期総会に提案されることとなり，また，IUCW のプロジェクトについては，厳に児童福祉関係のものにしぼり，身体障害児，虐待をうけている児童，売春をさせられている児童，麻薬にとりつかれている児童などの保護に関連の深い活動に重点をおくこととされた．

この議論の過程で，イラク代表から，イラン―イラク戦争によってイラクの児童が被害を受けているとイランを非難し，イラン代表が反論の機会を要求してエキサイトする場面が生じた．この問題は，その後，児童が犠牲者となるあらゆる武装争議の終結を要請する決議文を採択し，世界中の関係機関に送付することで結着した．

この他，今総会は，規約の一部改正を議論し，役員改選を行って幕を閉じたが，この総会を通じて最も印象深かったのは，発展途上国の圧倒的な数の力であり，オイルを背景とする中近東諸国の発言力であった．

IUCW がその財政的基盤を確立するために加盟会員の拡大に努めてきたが，結果として，圧倒的多数の発展途上国の政府代表をメンバーに加えることとなり，今や非政府団体という会の性格自体も再検討が必要となってきたように思われる．

カウンセリング円卓会議
——児童を中心として——

天羽大平
日本女子大学教授

国際カウンセリング円卓会議（IRTAC）第10回大会は1982年9月5日～9日にスイスのロザンヌで，また米国カウンセリング学会（APGA）の1983年大会は本年3月20日～23日に首都ワシントンで開催されたので，筆者の見聞をもとに報告する．

児童問題における格差

児童問題で先進国と途上国との格差を痛感した．特に非産油国の児童はあえて悲惨といって差し支えない．人口の爆発的増加，保健思想の欠除や栄養失調による伝染病のまんえん，作付技術の拙劣と自然破壊による砂漠化および食糧不足など終戦直後の日本を思わせる状況が今なお続いている．わが国の場合，それでも大人に技術あり知識あり，子どもたちも教育を受けており，それがわが国を廃きょから立ち上らせる原動力となったが，現在の途上国にはそれが不足と思われる．

したがって途上国ではカウンセラー養成を国営とし，その役割も（1）教師に働きかけて彼らの能力を高めるよう指導すること（2）母親に近代的な育児や保健を教えること（3）職業興味や適性を判定すること（4）対立する部族や民族を調整することにあてられ，一種の行政官・指導員の立場にあるようだ．

しかもこの役割を遂行することも民衆が近代的考え方になじまぬために困難がある．人々は相談員や医師よりも村の長老の言うことを聞き，病人が長老の魔法をもってしても治らなかった場合は，長老に尽力の礼をのべるが，医師の場合は「殺した．さあどうしてくれる」と殺気立つ．夫の死を悲しんだ妻が夫とともに埋葬されたいと泣き叫んだ時，相談員の必死の反対にもかかわらず長老の一言でこの妻は生き埋めになったという発言もある．

このような状況にもかかわらず子どもたちは教育を通して近代的な考えに目覚め，相談員の希望と努力もそこに集中しているようだが，しかしその子どもたちも成人すると旧来の因襲に戻る者が多く，また幼児・児童期の栄養不足による精神的後遺が全般的に能力を低下させていることなど，相談員は二歩前進一歩後退式の努力を強いられているようだ．

途上国への援助を考えると，その国の事情をよく調べ，民衆の考え方や教育といった心理面をよく理解して援助しないと，せっかくの善意が仇になることもあるように思われる．

日本への関心

両学会での筆者の講演・発表を通じてのみならず帰国後の相次ぐ問い合わせや提案に接して欧米人の日本への関心が強いことを感じた．

APGA 大会会場（3ホテル）の1つショーラムホテル前にて、筆者と金子さん

（イ）児童の非行化の根にはあまりに早急な知的教育への傾斜と，教師に子どもの気持ちを感じとる能力が不足しているという筆者の意見には賛成する人も少なくなかったが，しかし筆者の見るところ非行化の程度と人数は米国の場合はるかに重く，日本の騒ぎは（放置してよい問題ではないが）ややマスコミ製造的なところがある．米国の悪化は離婚を善行であるかのようにあおり立てた報道や，悪い面は専門職にまかせろとばかり，専門相談員や精神科医あるいは警官に下駄をあずけ，健常な親や教師がそっぽを向いた点にあるようであり，APGA はこの点を反省，悪いことよりも子どものよい面に注目し，また親や教師との結びつきを重視する運動方針や研究が多数見られた．この点わが国のカウンセリング界の方針“一般の親・教師に先ず理解を求める”ことに共感を示す人々が多かった．

（ロ）わが国の相談学や心理学は世帯が比較的に小さいので，基礎と応用はわりあい容易に交流できるが米国は研究者・実践家合計何万という大世帯のため，また欧州は基礎は基礎，応用は応用という傾向のため両者の交流は日本ほど容易ではないらしく，わが国の学際的研究の進展は彼らの強い関心を誘うようである．

しかし一面，彼らにあっては基礎・応用いずれのものでも第一線の研究が2・3年のうちに教育に反映され子どもたちに有益なことが多いが，わが国の場合は教育の現場や行政と第一線の研究との結びつきが弱く前者は十年一日のような現状の続いているのはいかがなものか．「なぜそれだけの研究が子どもたちに生かされないのか」の問いにわが国の文化体制全般の立ち遅れを感ずる．

（ハ）この方面におけるわが国の第一線の研究が海外に知られなさすぎることも問題のように思える．国際会議というと日本からおおぜいつめかけるけれども先方のお説拝聴だけ，外貨はたんまり落してくれるが文化的には何も与えないといううわさを耳にするのも残念なことである．わが国にもすぐれた研究と研究者が多いのだから，もっと積極的に動くことが必要と思うがどうであろうか．

実情報告よりも筆者の感想で終ったが実情内容は下注にも触れたのでご参考になれば幸いである．

＊注1：（イ）Internationally Speaking: Spring 1983, Georgia 大学 College of Education.
（ロ）相談学研究：Vol. 15, No. 2, 日本相談学会（文京区，筑波大学学校教育部内）
（ハ）教育心理：Vol. 31, No. 3, 日本文化科学社，1983
注2：IRTAC: 参加国74，参加者約180名 APGA: 会員約4万，参加者約3,500名

解説 カナダ・アメリカにおける児童養護サービス

豊福義彦
和泉短期大学教授

はじめに

筆者は，1982年9月15日から17日間にわたり，資生堂社会福祉事業財団の援助を受けて，全国養護施設長研究協議会から推薦された13名の施設長および副施設長の社会福祉研修団員とともに，カナダのトロント・オタワ（オンタリオ州），アメリカのボストン（マサチューセッツ州），リッチモンド（バージニア州）四都市を訪ね，これら四都市における児童養護サービスの実態にふれることができた．

北米における児童の社会的養護サービスの特質は，里親養護を中心とする地域に根ざした小集団からなる居住施設（グループホーム）養護の普及と，家庭崩壊を予防する各種のプログラムが公私にわたり積極的に展開されていることである．

本稿では，訪問した各州における児童の社会的養護プログラムのなかで，特に家庭崩壊を防止する各種のサービスと，社会的養護としての里親養護，グループホーム養護，および施設養護について簡潔にその概要を述べてみることにする．

カナダ・アメリカ訪問、州における児童養護サービスの特徴

訪問した四都市に共通する現代の児童養護問題は，何といっても家庭崩壊の増大と青少年の非行化の急増である．これら児童養護問題の発生要因は，第一に離婚家庭の増加，第二に経済不況による失業者の続出，第三に世代間における価値観の混乱に伴う養育機能の衰退などがあげられる．

これらの児童養護問題や課題に対する，各州政府や民間の児童福祉団体における児童養護サービスの基本施策は，まず，児童は本来家庭において両親の愛護と責任において養護されることが最も望ましいとする児童福祉の基本理念の実践である．そのために家庭崩壊を未然に防ぐ目的で援助を必要とする全ての児童や親・家庭に，(1)支持的サービス，および(2)補助的サービスを提供し，次いでやむをえず家庭養護ができない場合には，(3)代替養護を提供する．

これらのサービスの主な内容は下記の通りである．

(1)支持的サービス（Supportive Services ＝児童および親のニーズに対する家庭養護の力量を強化する．）

㋑パンフレットによる子育ての情報提供（例えば，「しつけ―とは何か」，「排泄訓練」，「しっと―新しく赤ちゃんが生まれた時」，「遊びは学び」等．

㋺家族カウンセリング（家族関係および家庭養護に

関するすべての問題に対して面接または電話相談）

㈩両親教育（親の役割，社会的資源の活用等）

(2)補助的サービス（Supplementary Services）＝家庭養護の不足および生活費に対する補助）

㈠ベビーシッティング（親の外出に伴う育児援助）

㈪ホームメーカーの派遣（日中および一時的に家庭養護が困難な家庭に対して家事と育児の援助）

㈩幼児保育，学童保育，および心身障害児等の通園指導（家庭保育，および保育所，デイケアセンターにおける幼児・学童・障害児の保育）

㈫経済的補助（児童手当，母子家庭と里親家庭，および障害児をもつ家庭，生活保護家庭に対する生活費の援助等）

(3)代替的サービス（Substitute Services＝家庭養護の全面的不足に対する代替援助.）

㈠養子縁組

㈪里親養護

㈩グループホーム養護

㈫施設養護

以上のように，オンタリオ州（カナダ）およびマサチューセッツ州，バージニア州（アメリカ）における社会的養護の基本施策は，家庭養護のニーズに即応する各種のプログラムを重点的に用意し，家庭養護の機能を強化して家庭の崩壊を未然に防ぐことに力点が置かれている．このような家庭養護に対する多様な社会的養護サービスの提供は，家庭児童の健全な成長発達を保障する社会的施策の充実を意味する．しかし別な見方をすれば，家庭養護の脆弱化あるいは家庭崩壊の危険が恒常的に潜在しているこ

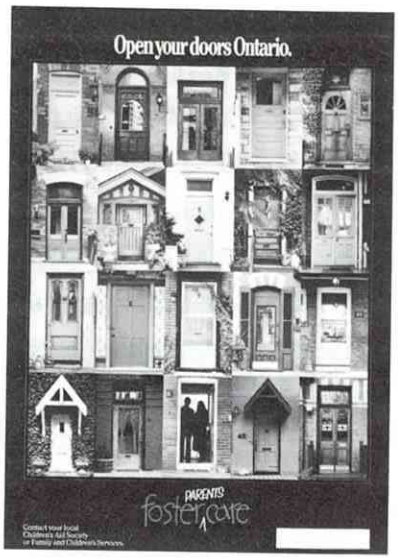

カナダ・オンタリオ州の里親開拓のポスター

パンフレットによる子育ての情報提供

との証左でもある．

ここで，カナダの主要都市であるトロントの要養護児童の実態をみると次のようである．

トロント児童援助組織協会（Children's Aid Society of Metroporitan Toronto，児童福祉法に基づく州政府の公的機関，通称CAS）がもつ要養護児童は，1981年5月31日現在8,339名である．そのうち在宅援助児童は6,154名で73.8%である．一方それに対して代替養護サービスを受けている児童は，2,185名で全体の26.2%である．このうち里親養護に委託している児童は1,254名で代替養護児童総数の57.3%で最も多く，次いで他機関への紹介544名の24.8%，養子縁組182名8.3%，グループホーム77名3.5%，施設入所24名1.0%，その他104名4.7%の順である．

この実態でも明らかのように，社会的養護の援助を必要とする児童のうち，たとえ緊急度の高い要養護児童も，約四分の三の児童は在宅にて援助を受けているということである．これは代替養護としての里親やグループホーム・施設などの社会的資源が不足しているからなのではなく，むしろCASは，まず要養護児童の家庭養護を強化するために，あらゆる方法を用いて援助する方針をもっているためである．このような施策の基本は，アメリカの訪問2州においても同様である．

里親養護、グループホーム養護、および施設養護

次に，代替養護としての里親養護，グループホーム養護，および施設養護のサービスに焦点をあて述べることにしよう．

(1)里親養護

里親養護とは，児童の親（父母のいずれかまたは両親）が死亡，疾病，家出などいろいろな理由により児童を家庭養護できない場合，特に個別的・家庭的養護を必要とする児童を，ある一定期間あるいは必要とする期間里親が引き受け，その家庭生活を通して児童の心身の健全な成長発達と豊かな人格形成をはかれるように養護することである．

カナダ・アメリカの里親養護の形態には，大別して①通常里親養護と②特殊里親養護の二種がある．ここではカナダのトロントにおける里親養護についてみると，通常里親には，主に幼児または低年齢の児童が委託され，できるだけ早期に本来の家庭に復帰するよう目標をおく．経費としては住居費の他に維持費（衣食など最低必要経費）が支払われる．これに対し特殊里親養護は，主に高年齢児が対象であり，特に身体および精神にハンディキャップをもつ児童，ならびに情緒・行動面に問題をもち特別な養護を必要とする児童が委託される．特殊里親は家庭復帰を目標に基本的養護とともに，治療的プログラムを提供する．経費として住居費，維持費の他に治療的プログラムにかかる費用が支払われる．里子に対する1日当たりの経費は，現在0～6歳まで9.5ドル，7～12歳は11ドル，13歳以上は13ドル，障害をもつ児童には19ドルが支払われる．この経費は州によって多少の差がある．

対象児童の処遇指針は，委託主体であるCASに所属するソーシャルワーカーの十分な事前調査によって診断が立てられ，児童のニーズに最も適した里親家庭を登録家庭から選び，保護者の了承を得て委託する．里親はCASと養護契約を結び，初年度にお

いて児童の心身の安定をはかるとともに，家庭復帰の目標へ向けて生活援助する．家庭復帰が実現しない場合には，新しい処遇方針を立て養子縁組あるいは必要な治療プログラムを提供する．CASでは特殊里親に対して定期的に訓練と指導を行っている．アメリカの場合には民間団体の里親開拓事業が盛んで州政府の委託を受け積極的にサービスを展開している．

(2)グループホーム

グループホームとは，社会的養護を必要とする要養護児童のうち，なんらかの理由で養子縁組・里親養護の困難な高年齢の児童に対し，地域社会にある一般住居を提供し，専門の児童養護職員の助言と指導のもとで生活を共にしながら，児童のもつ情緒的な問題行動や非行行動を矯正あるいは治療し，家庭復帰または社会復帰を目標に養護する．

このグループホームは，オンタリオ州ではCASが所轄しトロント市街地はじめ各地に10ヵ所を有している．1グループホームの定員は平均6名である．またアメリカのマサチューセッツ州およびバージニア州におけるグループホームを含む住居型ケアは，州の方針として州が民間の児童福祉団体に委託し，1年間の契約をもってサービスを買い上げ児童の措置期間を18ヵ月として措置費を支払う．民間の児童福祉団体はこの間委託された児童に対し最も適した居住ホームを提供し，さまざまなプログラムを用いて家庭復帰のための調整や援助を行う．例えばマサチューセッツ州にある民間の児童福祉団体ニューイングランドホームでは，多くの社会的養護プログラムのうち，定員10～12名のグループホームを3ヵ所有し，定員を超える対象児童を措置している．

対象児童の多くは少年裁判所から送致された非行少年，あるいは家庭養護の困難な家出および登校拒否児童，遺棄された児童，虐待を受けた児童たちで情緒や行動面に多くの問題をもち，専門職員による強力な助言や指導が必要である．

グループホームにかかる経費は，CASの場合1ホーム当たりの日常経費は81年度年間22,926カナダドルで，1ヵ月平均1,910カナダドル（約38万円）である．また前述のニューイングランドホームが運営するグループホームの一つであるオーチャードホーム（Orchard Home 児童数15名）は，81年度の運営経費223,933米ドルで，1ヵ月平均18,661米ドル（約438万5千円）である．そのうち州政府よりの援助は年額135,208ドル（約3,177万円：60%）の助成がある．

対象児童に対する処遇方針の基本は，児童のほとんどが思春期にある10代であることと，情緒的問題行動や家族関係の歪み，および異性関係など数々の問題を持っているため，専門職員との信頼関係に基づく教育的治療サービスを提供することにある．

前述のオーチャードホームでは11～15歳の少女10名に対し，ホーム責任者，副責任者各1名，専任のケアワーカー5名，非常勤ケアワーカー1名，ソーシャルワーカー，およびソーシャルワーカー兼任のスーパーバイザー各1名，ハウスペアレント（保父・保母各1名），調理人1名，複数の精神医（嘱託）が配属され，児童1人1人に個別的な治療目標を与え，職員および児童仲間と生活を共にすることによって，自己確知，責任ある行動，適切な問題解決，自己決定の強化，仲間との積極的な関係づけなど自律性あ

る人間形成を目標に処遇を展開する．このうち，裁判所の決定に基づいて親が親権をはく奪され，家庭復帰あるいは社会的に自立不可能な児童に対する処遇は最も困難である．

(3)施設養護

カナダ・オンタリオ州，およびアメリカ・マサチューセッツ，バージニア両州における居住施設（入所施設）には，心身に障害をもった児童のための障害児施設，非行や犯罪を行った青少年のための矯正施設，ならびに重度の情緒障害など治療を必要とする情緒障害児施設などがある．これらの居住施設における処遇機能は，それぞれの施設機能に応じて対象児童を入所させ，専門家のチームワークによるリハビリテーション，矯正教育，および治療を行う．

北米における施設養護は，脱施設化の傾向をますます進行させる一方で，地域に根ざした小規模単位の居住施設の展開が盛んになりつつある．ここでは施設養護のうち，特に情緒障害児施設について述べてみよう．まず，オンタリオ州においては，われわれがいう養護施設はすでになく，要養護児童は既述したグループホームにおいて処遇され，施設養護としては情緒障害児施設，非行児のための矯正施設，および心身障害児施設が中心である．一方，マサチューセッツ州，バージニア州においては，前述の(2)のグループホームで明らかにしたように，州の方針として公立の居住施設は持たず，民間の児童福祉団体がもつ社会的養護プログラムの中の一分野として，要養護児童のうちで特に情緒的障害をもつ児童に対して施設養護を行っている．

バージニア州リッチモンドにあるメソジストホームでは，かつては広大な敷地に点在していた八つの小舎制寮舎を，現在は四寮舎（男子３，女子１）に縮少し，一寮舎（平均８～10名）において情緒や行動に障害をもつ13～17歳の児童を，ソーシャルワーカー，およびチャイルド・ケアワーカー（保父・保母）などを中心に，教育治療を主とした施設養護にあたっている．なお対象児童の最長在所期間は18ヵ月である．同施設における養護プログラムとして，㋑専門職員による同輩集団治療の援助（peer group therapy），㋺児童の家庭復帰あるいは社会復帰のために両親に対する自助計画の援助，㋩施設内における特殊教育（学校）の援助，㋥積極的かつ広範な経験をつむ治療的レクリエーション等を用いている．

結びにかえて

以上述べてきたように，カナダ・アメリカにおける社会的養護の潮流は，今や施設養護から里親養護および地域に根ざした居住施設としてのグループホーム養護へと大きく変化してきた感がある．さらに今後の要養護児童に対する社会的養護の焦点は，児童本来の家庭の養護機能をいかに高めるかに注がれ，そのために必要な各種プログラムのサービスが児童や家庭のニーズに即応して展開されつつある．

われわれは，現在カナダ・アメリカにおいて行われている児童の社会的養護の施策が，今後どのように発展していくかを，両国の社会的動向と関連させて十分見極めなければならない．同時に，わが国の児童の社会的養護の施策展開と対比させながら，施策充実のために必要なプログラムを導入する意義も大きい．

解説 スウェーデンの新しい義務教育カリキュラム

福田垂穂
明治学院大学教授

昨日からの雪が今朝は冷たいみぞれに変わった．スウェーデンの冬と春のはざまによくみられる天気だ．軽便鉄道の出る東ストックホルム駅のプラットホームに立っている私のところへ，小柄な中年の男が近付いてきた．約束の7時きっかりだった．「日本から見えた福田教授ですか．」「ヘーク先生ですね．」挨拶を交して二人は可愛い客車に乗りこんだ．工場労働者らしい一群と，すぐ本を拡げたり，何かメモを書いたりしている先生たちらしい一群と，二種類の乗客がいるように思えた．尋ねると，まさにその通りですよとヘーク先生は笑って答えた．

白樺の林を抜け，氷った湖を過ぎて列車は走る．丘の上に小さな古城も見える．人影のあまりない村々を経て，工場群と白い団地の続く新しい町へ入る．

「この辺りは郊外の静かな別荘地でした．それがここ10数年でこんなに変わったのですよ．当然ながら我々の学校も，少数の古くからの住民の子と，おおぜいの団地の子が，混り合っています．」そんな説明を聞いている間に，ガタンと一揺れして，列車はテビーの駅に停る．なるほど駅前の白樺の林からまっすぐ伸びる道の左側は落ち着いた住宅地，右側は駐車場の向こうまで8階建ての団地が迫っている．その道をはさんで平屋の工場のように拡がっているのが小学校と中学校だ．まず小学校へ足を向ける．迎えて下さったのは二人の婦人．見るからに子ども好きのおばさんといった感じの小太りの方が，校長先生のレクターソムレード女史．ビグビーと名前で呼んで，と実に気さくな人柄だ．背の高い，鋭さをやわらかい物言いで包んだような感じの婦人が，スクールソーシャルワーカーのアンダーソンさん．アニタで良いのよと，これも会った瞬間から，すっと人の心に入り込んでくる．

観葉植物や花に囲まれた校長室に案内される．香り高いコーヒーに添えて，これは私の手作りよと，ちょっと形はふぞろいだがおいしいクッキーが出される．結局その日丸一日，小学校では生活活動の教室で，中学校では英語のクラスで日本の学校の話をしたり，工作や男女一緒の性教育の討論に加わったり，給食も生徒と共にという楽しい一日を過すことになった．その一駒一駒の内容も機会があれば紹介してみたいと思うものばかりであったが，ここでは主に，改訂され動き出したばかりの新しい義務教育のカリキュラムについて述べてみたい．

スウェーデンに9年制の義務教育が確立したのは，

クッキー作りの１年生

そう古いことではなく，わずか20年前の1962年のことであった．その時考えられたカリキュラムは，第一次試行案として７年間の実施の後1969年に改訂されて第二次試行案となった．さらにそのカリキュラムの適正度と教育効果の検証を重ね，1980年には再度の改訂が行われ，1982～83学年度から実施された．つまり先年の８月末に始まり今年の６月中旬に終わる期間がその第１年目に当たる訳であり，これまた試行錯誤的要素を残している．しかし，全体としては，今度のカリキュラムが，小さい修正を除いて当分続くことになろうと受け取られている．ここに至る経過を年表的にまとめると以下のようになる．

- 1842年―６年制の国民学校が義務教育となる．
- 1950年代―現代社会に適応するため，またすべての児童に教育の機会が与えられるよう，義務教育期間延長が社会的関心を引く．
- 1960年代後半―1962年義務教育は９年制に延長されるが必ずしも効果が上がらず，特に学習遅退児，障害児の教育が問題となる．
- 1970～1974年―政府に教育内容検討委員会を設置．教育の民主化，教育効果の向上，障害児教育の充実の方策が検討され，教育の地方分権化が提案される．
- 1974～1975年―委員会提案の集中審議．
- 1976年―委員会提案に基づく教育改正案国会を通過．
- 1977年―校長・教頭に対する，委員会提案を踏まえた現任訓練開始．一般教員のための現任訓練も始まる．
- 1976～1978年―文部省，カリキュラム改訂を提言．この作業には，研究者グループ，教員組合，生徒会，親の会，政府，地方自治体も参加する．
- 1978年―文部省の提案を審議．
- 1978～1979年―政府補助金の使途を地方自治体に任せる分権制発足．
- 1979年―カリキュラム改正案国会を通過．
- 1979～1980年―国会決議に基づき，文部省指導要領の改訂案提示．
- 1980年―政府，カリキュラム改定を「1980年次試案」として最終決定．
- 1982～1983年―新カリキュラム全国で実施される．
- 1980～1981年：1983～1984年―新カリキュラムの実施に先立つ２年間の準備期間および実施後２年間の試行期間，国は特別の補助金を支出する．加えて，文部省ならびに地方教育委員会は，広報活動費を600万クローン支出する．
- 1982～1983年―文部省・地方教育委員会，分権化

のための組織再編成を行う．市町村レベルの学校に対する権限の強化（例―それぞれの地域性に応じた教師の現任訓練のために，政府が補助金は出すが，内容は市町村が決定する）．

すぐに気づく注目すべき点がいくつか挙げられると思う．1962年の年限延長直後から，新制度の評価検証が継続的に行われていること．60年代初頭に，学習遅退児や障害児への配慮がきちんと位置づけられていたこと．教育理念と方向が示されるや，それをカリキュラム化してゆく過程に，幅広くかつ各種レベルの人々の民主的参加のあったこと．改正に合わせて，まず幹部教員，次いで一般教員の，変化に応じる現任訓練が行われたこと．地方分権主義，地域性の尊重がみられること，等々．ビクビー先生は，民主，協働，分権という三語で改正の要点を説明して下さったが，それはまた後でふれることにしよう．

さて，この９年の義務教育は，３段階に分かれている．初級（１～３年），中級（４～６年），上級（７～９年）の最後の３年は，初期中等教育となるわけで，その後に，２年，３年，４年間の３種類の後期中等教育が設けられている．義務教員の目的は，教育法第一条にこう書かれている．「児童と青少年のために，社会が備えるべき教育の目的は，生徒に知識を授け，家庭と協力して，児童が調和のとれた個人として，また責任ある社会の成員として育つ技術を身につけさせることである．」すなわち個性と社会性，知識と実践技術の調和した児童を，学校（社会）と家庭が協力して育成するのが義務教育だとするのである．

手製の人形で人形劇作り

さらに，新カリキュラムが目指すのは，その目的条項にこう明記されている．「義務教育は社会の一側面である．カリキュラムは，民主的社会観と人間観の反映である．すなわち，それは，人間が本来行動的かつ創造的存在であること，他者を理解し協調するために，責任を負い知識を追究すること，みずからの生活とともに他者の生活改善につとめること，という思想の反映なのである．カリキュラムの内容とそれを具体化する方法論は，人間と社会に対するこの姿勢を開発するようにデザインされなければならない．生徒が成長し，また成熟度を増すに従って，彼らに多くの責任と，意志決定とともに参加してゆく力を付与してゆくのは，学校の責任である．」

格調は高いが，普遍的抽象的な用語で語られた理念を具体化するために，科目が設定され，課題が掲げられ，それぞれについて指導要領が示されている．また１週間当たりの授業時間数は，１時限40分として，１年生は20時限，２年生24時限，３年生30時限，４年生以上は33ないし34時限と定められている．どの科目に何時限を充てるか，また英語を３年生から

始めるか，４年生からにするかなどは，地方教育委員会の裁量にゆだねられている．

１年生から９年生迄の生徒を１つの学校で教育する場合もあれば，初・中級と上級を分ける場合もあり，またそれを１人の校長が責任を負うか２人の校長にするかの決定も地方によって異っている．テビーは後者である．

こうした諸原則に基づいて出来上ったテビー小・中学校の今年のカリキュラムを１年生から９年生まで一覧してみたのが次の表である．

一見して，国語に重点が置かれ，それも低学年ほど重視されていることが分かる．学年が進むにつれ，それは相対的に比重を小さくしてゆく．１年生は週の45%，２年で41%，３年で33%，４～５年で26%，６年で23%，９年生では９%が国語に割かれている．算数は３年から中級のところに力点を置いている．英語は３年から始まり，極めて実用的な学習が続く．９年生では，小説なども読んでいる．

話が外れるが，家庭のテレビには，英語の劇画やドラマが良く放映され，費用の関係で吹き替えは行われず，スーパーインポーズだけなのがかえって幸いして，生徒の英語力を高めているという．

中級・上級で重視されているのは一般科目である．初級の間は，それは楽しい生活訓練的な内容を持っていて，グループでの遊び，工作やクッキー作り，食卓のマナーやお祈り，自然観察などが，主にオープンクラスの方法で進められている．中・上級になるとそれは社会科学（地理・歴史・宗教・公民）と自然科学（生物・物理・化学・技術）の科目群に分けられる．

上級の選択科目の中には，フランス語，ドイツ語の外，地方教育委員会の決めたその他の必要と思われる科目が入ってくる．工作・家庭・育児などの科目はすべて男女共学であり，家事・栄養・料理を男子も習うが，逆に相当高度な機械いじりや木工などを女子も学習することになる．性教育ももちろん男女一緒に受けている．

全体に，小学生は実に明るく，のびのびと学校を楽しんでいるように見える．しかし，上級になって，道を隔てた校舎に移ると，急に大人びた，そしていささか問題の雰囲気が感じられる．校長と話してい

カリキュラムと一週間の時間配分例（１時限は40分）

科目＼学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
英語				2	3	3	4	3	3	3
体育		2	2	2	3	3	3	3	3	3
算数		4	4	5	5	5	5	4	4	4
音楽		1	1	2	2	2	1	1	1	0
一般	社会科学	4	6	8	5	5	5	5	5	7
	自然科学				2	2	2	5	5	5
工作			1	1	3	3	3	2	2	1
国語		9	10	10	9	9	8	4	3	3
絵画					2	2	2	2	2	1
家庭							1	1	1	2
育児										1
選択								3	4	4
合計		20	24	30	34	34	34	33	33	34
		ジュニア（初級）			ミドル（中級）			シニア（上級）		

ても，怠学，中途脱落，薬物乱用，神経症，暴力等の問題があると言い，全国で8％に上る児童が，義務教育を終了できないでいると文部省では推計し，その対策に頭を悩ましている．

それには，教師の勤務態制も関係があるように私には思えた．上級つまり日本の中学になると，先生たちは，自分のクラスのある時間帯だけやって来て，それが済むと帰ってゆく．自然科学や音楽などの教師を除いては，職員室もなければ自分の机さえないのである．

授業の合間はラウンジで休んでいる．したがっていつも学校に居るのは，校長，スクールソーシャルワーカー，進路指導の先生だけである．教師と生徒の関係は40分の授業時間帯だけの薄いものになる．加えて，取り締まりの法律もないからという理由で，上級生になると，校庭では喫煙が大ぴらにまかり通っている．教室でも，落ち着きのない，集中力に欠ける生徒，帽子をかぶったまま足を投げ出している女生徒など，どうも上級生の教育には，まだしっかりと定着していない部分，あるいは，どの工業化社会にも見られる危険な部分が潜んでいるような不安さえ感じられた．これは，義務化後20年しか経っていない歴史の浅さも影響しているかも知れない．

それに比べれば，120年の伝統を持つ初級・中級（1～6年）の教育の方が，完成度が高く，教師も自信を持っているように見える．

再びビグビー女史の説明に戻ろう．「教育は民主化されなければいけません．児童の能力を見極め，児童が興味を持ち，本当に学びたいと思うものを，カリキュラムに盛りこんでいきたいものです．そこで私の学校では，ゴールメソードを採り入れました．教師はまず，生徒との日常接触，個別観察，グループの話し合いを通じ，児童の願望を理解します．それに基づいて，教師は週4時間を，次週の課題と目標設定，その達成の方法について教案作りに当てます．それをもう一度生徒との話し合いに戻して，翌週の時間表の内容を作り上げて行きます．音楽や体育など固定したものを除き，一定の時間数の枠の中で，毎週変化に満ちたカリキュラムが生れます．これはかえって教師の高い力量が求められることになりますが，成功した場合は，生徒の側にも，参加と成就と責任を学ばせる結果にもなります．

次に大切なのは協働です．教師間の協働，学校と家庭の協働，学校と地域社会の協働，これなくして教育の成果は期待できません．ごらんなさい，子供が馳けて行くでしょう．あれは昼休みになったので，向こうのブロックにあるコミュニティセンターへ，室内ホッケーやピンポンをしに行くのです．学校にないものを，地域の児童センターが補ってくれるのです．

こうした柔軟な動きを可能にするのが地方分権主義です．新しいカリキュラムの採用とともに，中央政府が地方教育委へ，さらにそれは各市や町の教育委員会へ，教育委員会は校長へ，多くの権限を降しました．一定枠の中でそれぞれの市や町や地域の実情に応じた木目の細かい教育がこれからもっと進むことになると思います．民主・協働・分権この三つを私は大事に護りながら，私は同僚の教師，生徒の親たち，地域の人々とともに子供たちの人生に一番大事な基礎教育を深めてゆきたいと願っています．」

カナダにおける日本養護施設出身者の活躍

TOPICS

込山　稔（こみやま　みのる）
暁星学園園長

カナダ移住の目的

財団法人・青少年福祉センターが，新宿区中落合に施設出身者のために5階建のビルを新築した時，今後の出身者への対策と，未来に向けての指導方法をいかにするかということが，大きな課題であった．センターの処遇方針は，出身者自身の可能性と自分自身を信じることを認識させることであり，これによって，彼らが，高度に社会化することができると考えたのである．このビルの落成が，新聞で報じられた時，ある牧師から，カナダ移住計画が持ち込まれた．日本国内における施設出身者の社会的不適応に悩み続けていたセンターにとって，この計画は，彼らの可能性への挑戦の対象として最も期待できるものと思われたのである．しかし，まず行けるか否かが大きな問題であり加えて，年齢制限，最低12年間の学歴，熟練技能の有無，社会的背景や英語に関する点数制度等，これらの条件に彼らは何一つ該当するものを持っていなかったのである．このような状況の中で移住に関する調査が，職種を中心に社会生活全般にわたって行われた．調査中，特記すべきことは，日系カナダ人の積極的協力である．彼らは，事前に諸種の会議や集まりを計画し，また，政府要人，民間有力者に面会予定を取っておき，日系人新聞に詳しく報道をのせ，全て合理的・能率的に処理したのである．カナダ政府当局も友好的・積極的な受入れ態度を示し，連邦政府，州政府を問わず，高級官吏の人々が，熱心に真剣な応待をしてくれたのである．それは，カナダ政府が，いかに日本からの技術・技能者移住に必要性を感じていたかを物語っており，関連機関とのさまざまな交渉においてもセンターからの移住については，特別考慮をする特権を与えられ，また，予想される全ての障害について移民省国内総局長が解決にあたることが約束されたのである．第2次大戦後，ドイツから多くの戦災孤

トロント市の公園

児が，カナダへ送られてきたが，彼らの大部分が，移住民として成功し，カナダに貢献したことが，日本への期待につながったと考えられる．

移住実績

昭和41年—杉野氏（大阪聖家族の家出身，オンタリオ州在住），彼は，青少年福祉センターの印刷室で働いていたが，移住第一号候補として半年の職業訓練および生活訓練を受けてトロント日系一世，梅月氏の経営するニューカナディアン社に印刷工として移住した．彼は，半年後にそこを退社し，アルバイトをしながら夜間高校に編入，卒業してライアソン・ポリテクニカル・インスティテュートに入学，同校写真科を卒業，写真家として有名になっており，トロントで2つの会社を経営，母校をはじめ各大学の講師として活躍している．

昭和43年—金田氏・木村氏（東京サレジオ学園出身，ブリティッシュ・コロンビア州在住），彼らは，前カナダ大使であった吉沢氏の紹介でアルバータ州レスビレッジにあるトナ長浜農場へ就職，金田氏はそのままそこで定着した．木村氏は，2年間，マッシュルーム農業を研修して，現在バンクーバーに，5エーカー，18棟もある模範的な農場を経営，高収益をあげ同農業組合の仕事もしている．

昭和44年—梶原氏（東京サレジオ学園出身，ブリティッシュ・コロンビア州在住），彼は，夫人とともに移住，レイモンド森山設計事務所に就職，半年後にエドモントンへ移り，カナダ陸軍へ入隊，北方基地設営，設計業務で腕をふるった．7年後，退役上官と北方運輸会社で同会社の設営を行い，数年前からブリティッシュ・コロンビア州の審議会へ勤務し，日本への木材輸出機構で活躍中である．

長谷場理事長を囲むカナダ移住者の集い

その後，木工，電気設備，ドラフトマン等の技能を持った者が，昭和46年までに12人が移住したのである．それ以降は，センターの拡大事業（職業訓練校の設立，および女子のための自立助長ホームの開設）があり，数年の空白期間があったが，この間，昭和49年から，53年までセンター相談室長の大嶋氏が，カナダにわたり，マギール大学大学院にて児童養護問題を研究し，また，カナダ在住の出身者との連絡に努力した．昭和54年に移住が再開され，訓練校指導員の河野氏（清心慈愛園出身），昭和56年に訓練校卒業生，高木氏（慈恵学園出身）が，本格的集団移住の先発隊となってカナダにわたり，現在，2人ともオンタリオ州トロント市にて自動車整備の仕事をしている．

以上述べてきたように移住事業の進展によって，より真剣に取組まなければならない状況になってきており，現地にセンターの支部を設立するため，国

河野氏、高木氏の務めるトロント市の自動車整備工場

内では，国際協力事業団による調査や情報の収集，オンタリオ州政府当局には，州産業観光局東京事務所の協力を得て，本格的調査が行われている．

移住の評価

日本においては，終身雇用，年功序列，学歴等が社会的背景の大きな要素になっているが，カナダにおいては，熟練技能の内容によって中流階級程度の収入が容易に得られることである．すなわち移住一世と同じスタート・ラインに立つことができる．

例えばデパート勤務が，1時間当り6～7ドルであるが，自動車整備は，10～12ドルと高く，何年勤めても同じで高収入が維持できるということ，そのうえ，社会保障制度の恩恵を平等に受けることができ，社会的差別を不当に受けることもなく，技能者としての地位が確保されていることである．それが，社会性を持った人格的な発達を促し，やがて生産性を伴う有能な国民となっていくのである．もちろん，この目標に達するためには，逸脱に伴う安易な考え方は通用するはずはなく，生活設計のために金を使い，自分の家を持ち，規則正しい生活をし，勉学によって教養を高め，より高水準の生活様式を目指さなければならないのである．

一方，カナダからみた場合の移住事業について調査してみると，カナダ特有の事情があり，広大な面積，少ない人口，技術・技能者のアメリカへの流失による生産性の低下，熟練技能者の慢性的不足等がある．東西の流通経路の不調によって国際収支が思わしくなく，熟練技能者の養成に1人当り75,000ドルを使っていても移住技能者に頼らざるを得ない状況にあって，生産人口と消費人口の適性な人口割合を保つためには，国家的レベルの努力が必要とされている．例えば，アルバータ州政府から，日本総領事宛に要請されている移住技能者の職種を引用，列挙してみると，建築，製図，看護婦，栄養士，会計，保険，銀行，不動産販売，調理，森林伐採，森林保護管理，製材，石切出し，石油ガス発破職，ゴム・プラステックの材料造成，木材加工，パルプ製紙，金属仕上げ，プレス，機械工具組立，旋盤，板金，溶接，電気設備，自動車整備，農場造成，精密機械修理，水道工事等多岐にわたっている．

昭和40年より18年間試行してみて移住後の動行調査の結果，世界的な不況にもかかわらず，依然として移住者には可能性が残されているのである．

日本国内において施設出身者をアフター・ケアしていくことは原則であるが，彼らが海外へ雄飛していくことには何の妨げもないはずである．施設的ケアの場を越えて，移住した者が，施設出身者の象徴的な存在として他の出身者の励ましとなり，刺激となることに，この移住計画の意義があると思われる．

国籍法の改正について

TOPICS

小原紘司
法務省民事局第5課法務専門官

はじめに

本年2月1日,「国籍法改正に関する中間試案」が公表され，翌日の各紙朝刊に大きく取り上げられたことは，この問題に関心を有する人々の記憶にまだ新しいことであろう．

国籍法の改正については，昭和56年10月に法務大臣が法制審議会に諮問をし，以後，法制審議会国籍法部会で審議が行われている．今回の中間試案は同部会の審議の経過を踏まえ，国籍法改正の基本的事項に関する問題点を明らかにし，広く各界の意見を求めるため所管課である法務省民事局第5課が作成，公表したものである．したがって，中間試案は，その名の示すとおり審議の中間段階での試案であって最終の改正案ではなく，中間試案に対して寄せられるであろう国民各層の意見を参考として国籍法部会でさらに審議が進められ，今後，最終的な国籍法改正要綱が示されることが期待されるのである．

この機会に，国籍そして国籍法の改正について若干触れてみることにしよう．

国籍とは

通常，国家の概念には，領土，国民，主権の三つの要素が必要と言われている．そこで各国は，何人が自国の構成要素をなす人（自国国民）かを決め，そうでない人（外国国民）と種々の点で異なった取り扱いをしている．

日本を例にとれば，日本国民についてのみ戸籍が作成され，選挙権および被選挙権が与えられている．海外にいる日本国民には，日本の外交保護権がおよび，また，日本に帰国する権利が認められている．これに対し，外国人が日本に入国するについては，日本は拒否したり条件を付すこともでき，入国後も在留資格，在留期間等でその生活ないしは権利が制約される．

この自国民と外国人との区別の基準となるのが国籍（市民権とも言われる.）であり，換言すれば，人はこの国籍によって特定の国家に所属し，その国家の構成員となると言うことができる．

現在，個人の権利および義務が国家の法的保障の下に存在することを考えれば，人はいずれかの国籍を持つべきであり，また，二つ以上の国籍を持つことは避けるべきことが望ましい（国籍唯一の原則）．

この国籍の得喪に関する原則を規定する法が国籍法であり，国籍法は，国民たる要件を定め，国家の

人的要素を決定する基本法たる性格を有している．

現行国籍法＝父系血統主義

どのような者について自国の国籍を付与するかは，それぞれの国の専権事項であるが，出生による国籍取得については大別して二つの立法主義がある．

一は，自国国民から生まれた子に自国国籍を与える血統主義であり，他は，自国領内で生まれた子に自国国籍を与える生地主義である．

わが国の国籍法（昭和25年制定）は血統主義を採り，出生の時に父が日本国民であるとき，子は日本国籍を取得するという父系血統主義を原則としている．父が知れないかまたは父が無国籍の場合に，補則的に，母が日本国民であれば，母系主義で子に日本国籍を取得させるものとしている．

これにより，日本人父と外国人母との間に生まれた子は，父系主義に基づき日本国籍を取得し，逆に，外国人父と日本人母との間に生まれた子は，日本国籍を取得しない．

ただし，ここで父・子と言うのは法的な父子関係を言い，事実上のものは含まないから，父系主義が適用になるのは，結局，父母婚姻中の出生子（嫡出子）および婚姻外の出生子（非嫡出子）で父が胎児認知した子に限られることになる．

したがって，外国人男と日本人女との間の非嫡出子は，法的な父子関係がないから母系主義により，日本国籍を取得し，逆に，日本人男と外国人女との間の非嫡出子は，日本国籍を取得しない．

以上の父系優先血統主義によれば，外国人と婚姻した日本女性の婚姻中の出生子については，日本国籍を取得せず，さらに，ごく例外的なことではあるが，外国人父のその外国国籍法の内容によっては，子は父の外国国籍をも取得せず，無国籍となる場合もあり得る．

これらのことは，外国人と事実上の結婚をした日本女性が，法律上の婚姻をしないで，子に日本国籍を取得させようとし，あるいは，沖縄の無国籍児童に象徴的にあらわれていると言えよう．

国籍 父母両系主義に
法制審部会中間試案
「二重」解消へ選択制
帰化条件も男女平
今秋中に要綱案
来年の通常国会へ提出
朝日新聞
1983年(昭和58年)2月2日 水曜日
世界的な流れに従う
留保規定など難題
改正試案の要旨

父系優先主義から父母両系主義へ

現行国籍法が父系主義を採ったのは，立法当時，多数の国で父系主義が採用されており，重国籍の生ずる場合を防止するため，日本も父系主義を採用した方がよいと考えられたからである．

ところが，近年，父系主義の国でも，父または母が自国国民であればその子に自国国籍を付与するという父母両系主義を採用する国が増加し，立法当時の状況に変化が生じてきている．

また，わが国は「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に昭和55年7月署名し，国連婦人の10年の最終年である昭和60年までに批准すべく，国内諸法制の見直しを行っている．

この条約の9条に「1.締約国は婦人に対し，国籍を取得し，変更し又は保持する男子と同等の権利を与える．（中略）2.締約国は，婦人に対し，子の国籍に関して男子と同等の権利を与える．」とあり，この条約を批准するためには，国籍法の父系主義を父母両系主義に改めることが，憲法の保障する両性の平等の見地からも，より妥当と考えられる．

さらに，国際交流の進展に伴い日本人と外国人との婚姻が増加し，日本人母とその未成年の子が同一の国籍を有することが，親子の共同生活上望ましいとする考えが有力となりつつある．

このような情勢から，法制審議会が国籍法の改正を検討し，前記のように中間試案が公表されるに至ったのである．

中間試案主要点の概要

中間試案は，出生による国籍取得に関し，現行法の父系主義を改め，父母両系主義を採用することとしている．

そして，父母両系主義を採用することにより生ずる重国籍を解消するために，国籍選択制度を新設している．すなわち，重国籍者は，一定の期間までに日本国籍と外国籍のいずれか一つを選択するものとし，また，一定の場合（自己の志望によりその外国の兵役に服したとき等）には，日本国籍を喪失するものとしている．

中間試案は，子の伝来的な国籍取得に関し，出生後に日本国民との間に親子関係が発生した子のうち，準正，すなわち認知および父母の婚姻により日本国民の嫡出子たる身分を取得した20歳未満の者について，一定の条件の下に，帰化手続きによらずに意思表示により，日本国籍を取得する制度を新設している．

これは，未成年の嫡出子については，親子が同一の国籍であることが望ましいこと，出生の時に父母が婚姻中の場合との均衡上認められたものである．

中間試案はこのほか，帰化手続きを整備し，帰化条件における男女差の解消，日本国民の20歳未満の子の帰化条件の簡易化を図っている．また，不正の手段により帰化許可を得た者についての帰化の取り消し制度の新設，外国で生まれたことによって二重国籍となった日本国民の日本国籍留保制度の存否等について検討がなされている．

さらに中間試案は，父母両系主義が採用された場合，その改正法施行前に外国人父と日本人母との間に生まれた子について，所定の条件の下に，意思表示により日本国籍の取得を認める等の経過規定を設けることにしている．

韓国

ソウル総合職業訓練院

金（キム） 昌（チャング） 植（シク）
ソウル総合職業訓練院院長

設立について

児童福祉事業で国内最長の設立歴史と善導的役割で地域社会に貢献して来た共生福祉財団は，1928年より浮浪児，孤児，棄児など不遇児童のための保育事業に着手して以来，児童福祉施設の年長児の自立対策の一つとして職業訓練の必要性を痛感した．

国内にはこれら児童のための職業訓練施設が乏しく大部分の児童福祉施設年長児らは職業訓練の恵択を受けないまま卒園するのが実状で，安定した職業が持てなかった．このような問題点と関連して本財団は，最近の十余年間，全国の施設年長児らのための職業訓練事業に積極的な努力を果して来た．

そのうち，ソウル特別市が不遇な青少年のため設置，運営中にあった少年技術院と少女職業輔導所を専門社会事業機関に委託運営させるという方針とともに本財団がソウル市当局と協議を経て，1977年，本職業訓練事業を委託されるようになったものである．

本財団は，市立少年技術院および少女職業輔導所の引受後，成人職業訓練を追加委託され，統合運営することによって大規模な職業訓練施設の面貌（ぼう）を揃えるようになった．

訓練内容

本訓練院は，現在満14歳～18歳までの児童福祉施設の年長児童，法定生活保護対象者および軍警遺子女（援護対象者）を対象とする少年少女部，そして19歳～50歳までの生活保護対象者と低所得層の零細民を対象とする成人部とに区別しており，これらの職業安定と国家機能人力の養成にその目的を置いている．

訓練職種としては，機械組立，木工芸，家具製作，自動車シャシー，洋服，オフセット印刷，電気熔接，建築木工，美匠タイルなど全14個工科が設置されているし，ここで年間2,860名（少年少女740名，成人2,120名）の機能工が訓練を受けている．

上記職種は，一般的に労働人力需要の幅が広いために就職しやすい職種である．

訓練院に入院する院生たちの，訓練期間中に必要

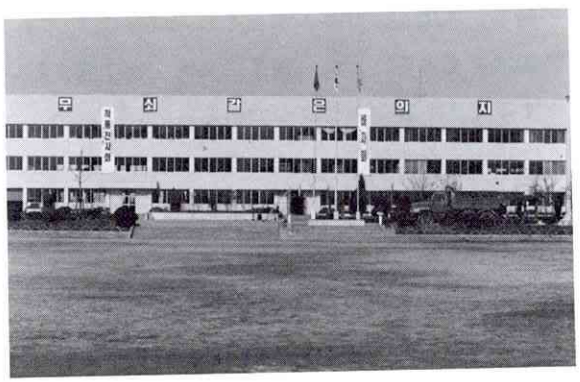

訓練館外観

な訓練費，食費，医療費などの一切の費用は，ソウル特別市と本財団の負担金でまかなわれており，いわゆる全額無料の技術教育が受けられる．そこに政府が補助する訓練金，訓練手当，就業準備金など，各種手当を追加支給するによって院生たちが経済的困難を受けずに，ただ訓練に専念できるようになっている。

全職種の訓練教科課程は，実習を主とする機能士基礎訓練課程で，基礎理論段階，基礎実習段階，専攻実習段階，応用実習段階の四段階を経て全課程を履修するようになる．訓練期間は，各職種によって3ヵ月，6ヵ月，12ヵ月があり，これは国家職業訓練基本法に準じている．

教科全課程を履修した訓練生は，修了のとき国家で実施する機能検定考試に受験して，機能士2級あるいは，機能士補の資格を取得している．

精神教育と生活指導

少年少女部の全訓練生に対しては，院内の寄宿舎生活を原則としている．これらは，団体生活を通じた相互協力と円満な人間関係の維持，そのほか適応力を育てるための教育方針である．

本院では，特に職業訓練と共に精神教育を重視しているが，これは正しい価値観と職業観を確立させ，固い意志と忍耐力を育て将来健全な社会人，有能な機能工を育成させることが目的である．

生活指導を担当する社会事業家チームは，グループ指導を通じて訓練生の情緒指導に励んでおり，情緒的障害要因になる問題ケースとか職業相談などの問題は，訓練生と担任教師そして専門社会事業家が有機的な協力体制をとって問題を治療，解決するよう協力している．

木造工芸実習

就職相談とアフターケア

職業訓練履修者に対しては，積極的に就職を世話している．国家機関の職業案内機構を利用したり，自体的に開発した業体を通じて就業させたりする．特に青少年に対しては，修了前に就業先を確保して個別相談を実施した後，職場に配置している．そして，二年間本院では業体を訪問し，就業実態を把握し，職場生活の不適応とか移職転職，その他の問題を持っている青少年と相談するような事後指導も実施している．

オーストリア

ウィーンの「子どもの町」

(STADT DES KINDES)

クリスタ・シュミィット・ショエベル博士
Dr. Christa Schmid-Schoebel
子どもの町施設長

オーストリア共和国成立50周年の記念事業として，1968年に「子どもの町」を作ることが決定され，委員会ができて準備を重ねた結果，1974年に開設されたものである．敷地面積は3万5千平方メートルの広さがあり，各種のスポーツ施設もあって，周囲の住民もそれらを使用することができる．

「子どもの町」には5つの民家があり，それぞれに4つのグループが住んでいる．1つの家族グループは独立した居住単位に住んでおり，部屋は家庭とよく似た作りになっている．よく整備された広いキッチンでは，毎日朝食をとることができるし，週末には昼食と夕食をとることができる．

大きな共用の部屋のほかに，年長の子どもは個室を，年少の子どもは2人または3人で就寝する部屋をもっている．

バルコニーやテラスがあり，さらに大きな娯楽室が準備されている．民家の向い側に，自由に遊ぶことのできるセンターと管理棟と大食堂とがあり，さらに2つの青年棟がある．ここでは，個室と社交室とを提供しているわけである．

施設としては，プールとサウナがあり，使用時間が決っていて，入場料を払って使用することになる．テニス場，体育館，フットボール場は，時間決めで借りることができる．

演劇をする場所があり，そこでは，一定の教育コースがある．「子どもの町」に属している子どもだけでなく，外部からの子どもも参加することができる．

「子どもの町」の中には音楽センターがあり，そこで計画されている教育コースがあり，さらに陶芸のコースもあって，「子どもの町」の周囲に住んでいる子どもたちも参加することができるようになっている．

「子どもの町」の構想と目的に沿って，260人の子どもと青年のための居住施設がある．男女共住の18の家族集団には，3歳から18歳の子どもがおり，1つのグループは10人の子どもたちと一緒に，3人の教師が交互に子どもの指導をしている．

施設の特徴は，それぞれのグループの自発性を十分に認め，金銭面でも広範にそのグループが独立して運営することが認められている点である．各グループの予算は，すべての点，例えばピクニック，談話会，スポーツ，家具，衣類などについて子どもたちの討論によって決められる．

2つの隣接したグループの教師たち（6人の教師と1人の主任）はチームを作っていて，定期的会議を開くが，外部からのスーパーバイザーによるスーパービジョンを受け，いろいろな指示を得て，グループにおけるチームワークや自己責任の能力や独立

心を養成することに努力している．

役所や学校や他の施設とのコンタクトは，グループの教師が直接に行っているし，両親教育も教師の重要な役割となっている．

学習能力をどのように促進するかは，教育に当たっての困難な問題の１つである．子どもたちの大部分は，過去における生育史に大きな欠陥をもっており，それが学習に対して意欲を失っている原因となっているからである．そこで，どのように援助の手を差し伸べるかは，本質的な問題点となっている．しかも，グループの子どもたちは年齢が異なっているので，個々の子どもの興味に即して，自由時間を利用して教育するための特別のコースを設定している．

一方，子どもの可能性を引き出すために，各種のスポーツの指導に当たる必要があるし，絵画や陶器や音楽や舞踊のコースが設定されている．また，「子どもの町」の周囲に居住している子どもとの接触や統合をも促進している．

なお，15歳から19歳の青年に対しては，グループの中に居住していないけれども，職業訓練やその他の教養を身につけさせ，さらに次の段階の職業訓練のための方法を講じている．女子青年に対しては，特に新しい建物を建設したことによってよい効果をあげており，10歳から12歳の女の子に対しても同じ主旨で家族グループが構成されている．

施設の開放的な状況の中で，施設外に居住している人たちとの非常に多くのコンタクトが実現されており，その人たちは施設の子どもたちのためにいろいろな試みをしてくれている．また，施設の教師たちも，年間に１，２回は教員の集会に参加して，青年の居住環境や生活環境について情報を得て，子どもたちの世話に強力に役立たせている．

なお，国内や外国からの訪問者が非常にたくさんあって，研修を重ねていることも，この「子どもの町」の大きな役割となっている．

施設は，1140 Wien, Mühlbergstralz 7 にある．

（訳：大妻女子大学教授・平井信義）

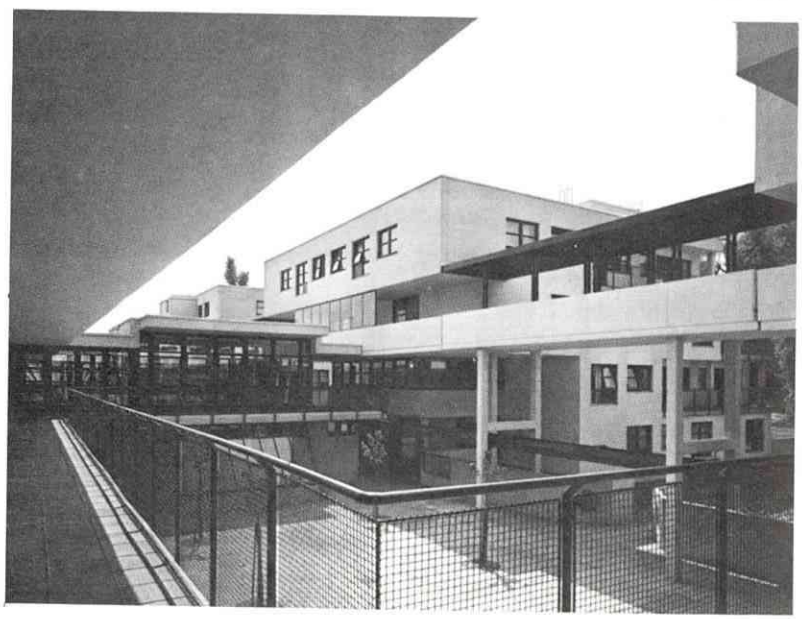

明るく近代的な配置を考慮された宿泊棟外観

日本

調布学園

渡辺茂雄
調布学園園長

調布学園の概要

“むらさき匂いし，むさしの野辺に”と歌われた東京の昔懐かしい面影を残す深大寺の森を北に見て，南に多摩川も近く，緑と水に恵まれた東京都下調布市富士見町に調布学園はある．

大正12年９月，関東大地震に被災した多くの孤児を救済するために調布農場を開設し，大正14年５月，青少年保護育成を目的に，司法少年保護団体として正式に発足をした．昭和22年，児童福祉法による養護施設に改め，現在に至っている．

社会福祉法人六踏園調布学園（敷地約12,000㎡・建物16棟延2,900㎡）では，２歳から18歳までの男女児童100名が生活をしている．

グループホームの試行

昭和46年頃より，要養護児童中幼児数が増加し，元来子どもの成長に最も重要とされている家庭養育・母性養育の経験を著しく欠いた児童が多くなった．種々検討された，その対策の一つとして，里親制度の積極的導入を目指し，昭和48年に東京都では，養育家庭制を設定し，養子縁組を前提としない里親の開発を始めた．しかしながら，里親制度では実親の承認なしに委託ができず，より家庭的・個別的処遇を必要とする幼児が多くおりながら，養育家庭委託ができないと言う課題が残されてきた．こうした幼児を中心に，施設機能の中に，里親に近く，家庭的・個別的処遇の実践の場として，地域社会の中のグループホームが発想されたのである．

昭和55年４月「深大寺こどもの家」が，まず第一のグループホームとして，2DKの借家で，４人の幼児と，２人の職員の生活を始めるに至った．

昭和56年４月には，２番目の「富士見こどもの家」がスタートした．昭和57年４月からは，学童中心の６人構成が指示され，「富士見こどもの家」は一戸建3LDKを購入移転した．現在この２軒が調布学園のグループホームとして試行されている．

昭和57年度より「東京都ファミリーグループホーム制度試行要綱」により，２年間自主的に試行してきた，二葉学園１ホーム，調布学園２ホームに対し，

深大寺こどもの家の子どもと保母

補助費が支給されることとなり，公認グループホームの第一歩が記されることとなった．東京都では，上記要綱により，里親型２ホームの試行も開始し，これをファミリーホームと略称することとした．昭和58年度からは，施設分園型グループホーム，里親型ファミリーホーム，それぞれ５ホームずつの試行が決定した．

グループホームの子どもたち

「深大寺こどもの家」を始めてまもなくの打合せ会で「狭いことも良いことですね．トイレが部屋のすぐ隣にあるためか，夜尿症の子がみんな，治ってしまいました」と報告され，喜び合った．隣近所のお友だちとも仲良くなり，家ごとに違う生活水準にもだんだん理解が進み「となりのおやつ」を欲しがることもなくなった．小さな家での日常から，手伝い，掃除整頓，協力性，言葉づかい等，驚くほど生活経験が豊かになり発達が目立ってきた．友だちをよく連れてくるようになり，友だちの家に呼ばれることも多くなった．

施設内養護にも，グループホームで経験した生活の良さは，積極的に取り入れるようにしている．

グループホームと職員

昭和54年度末，グループホーム試行開始にあたり，一番気になったのは労働条件問題であった．相当困難な業務でもあり，果たして責任を持ってやりとげてくれる職員がいるのだろうか，組合は認めるのだ

富士見こどもの家の食卓

ろうかと心配していたが，自分たちの労働条件は一歩後退しても，児童福祉の一歩前進のためには積極的に試行開始に踏みきるべきだとの強い決意が全職員によって確認され，素晴らしい福祉職員の意気に感じ入ったものだった．２ホームに，２人ずつとフリー１人の計５人の担当職員を配置しているが，その毎日の頑張りには頭が下がる．さらに必要な時には，他の職員も応援することとして，現在まで試行をし続けてきた．近所の方々も，進んでボランティア的協力をして下さり，大人のかかわりは，施設内養護よりも行き届いているとさえ思える．また地域とホームの相互協力もたいそう効果をあげており，近所の方々のご尽力には感謝をしている．

現在，調布学園では試行４年目を迎え，本実施体制への検討が進められており，養育家庭（里親）制度の発展と，グループホーム制度の充実は，養護施設機能の一貫として，早急に対応すべき重要課題であると考えている．そのためにも，現在の試行に総力をあげ，子どもの幸せをより高めるために，実りある実践を進めようと決意を確めているものである．

手をつなぐ国際活動

フィリピンのワークキャンプ

飯田　進
堀川愛生園園長

はじめに

昭和58年2月21日から3月4日にかけて，総勢18名の男女グループがマニラ国際空港に降りたった．

このグループは，フィリピンのパナイ島イロイロ市のはずれにあるスラム街の中で，貧困家庭や児童の援助活動をしている，アサンプション・ソシオ・エデュケーショナル・センター（以下ASECと略称する）内にある小学校の工作教室などの新設工事に協力するため，主催の基督教児童福祉会の呼びかけに自主参加した，日本の青年男女による国際親善労働奉仕団（ワーク・キャンプ）の一行であった．

基督教児童福祉会（CCWA）の活動

基督教児童福祉会（東京都杉並区善福寺2—15—5，理事長岸千年）は，養護施設の経営のほかに，アジア地域の貧困児童に対する国際精神里親運動（部長，大谷嘉朗ルーテル神大教授）を実践している．国際精神里親運動は，世界中の恵まれない子どもの救済を目的に始められた運動で，この運動の始祖ともいわれる団体であるクリスチャン・チルドレンズ・ファンド（CCF）は，善意のアメリカ，カナダの人々によって始められ，第2次大戦直後の日本もその恩恵を受け，親や家庭を失なった子どもたちや経済的に恵まれない家庭の子どもたちに対し，1対1による精神的な里親・里子関係をもち，物心両面にわたる援助が昭和49年まで続けられた．約87,000人の子どもたちにおおよそ56億円にのぼる多額の援助がなされたという事実を知る人は少ないであろう．すでに経済的に発展していたわが国が，CCFの援助を昭和49年まで受け，援助終結と同時にそれで終りというのではなく，CCFの精神を受けついで貧困にあえいでいるアジアの国の子どもたちに援助の手をさしのべようとして始められたのが，CCWAの国際精神里親運動である．昭和50年から始められた運動は拡がりをみせ，現在までの精神里親数は2,400名を越えている．援助の対象地域は，人口の70%強が貧困階層といわれ，東南アジアで一番貧しい国とされているフィリピンに主眼がおかれていて，マニラのスラム街で有名なトンド地区内の児童センターをはじめ，都市部や農・山・漁村の最も貧しい地域に所在する，9ヵ所の児童センターをとおして1,700人強の子どもたちに，給食，被服，教育，医療などの援助が1対1の精神里親関係を保ちながら続けられている．このほかに，バターン半島のモローンという所に設

置されている，インドシナ難民センターで生活している栄養失調の乳幼児，800人～1,000人に対する給食活動への援助が行われている．さらに，韓国の精神薄弱児施設「橋南所望の家」，ろうあ児施設「恵星口話学校中等部」に対する援助も行われている．

このような援助と平行して，農業技術などの専門技術を習得させるための留学生の受け入れや，各センターの事業活動に必要な建物，設備，また，その地域で必要とされる事業に対し，日本の青年たちが労働奉仕をし，共に働き，共に喜び，共に生きることの体験をとおして，真のアジア理解を深めることを願うワーク・キャンプ・プログラムがある．

ワーク・キャンプ・プログラム

昭和53年より始まったワーク・キャンプは，今回で4回目を迎え参加した団員も63名を数えるに至っている．募集の都度，懸念された応募者が短時日の間に定員に達するようになり，青年たちのアジアへの関心の高まりを感じさせる傾向がみられている．

第1回のワーク・キャンプは，ルソン島サムバレス州ボトラン町の，サンタ・モニカ・ソーシアル・アクション・アンド・ディベロップメント・センター（SMSADC）の援助対象である部落のフート・ブリッジの改修と，少数部族であるネグリート族の集落内の排水路の整備であった．フート・ブリッジとは，雨期になると排水路がないため道路に冠水し通行不能となるため，道路端に高い所では2mぐらい，幅50cmぐらいの通路橋が作られ，それが唯一の通行手段となるのである．その橋が傷み，通行不能となったので約400mばかりを全面改修したのである．

		Work Camp 日程表																宿泊
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
1	3/20(日)											結団式・夕食・国内オリエンテーション						東京 ルーテルセンター
2	21(月)	5:30起床			10:15 成田発 PR-431				13:30 マニラ着	バスでタガイタイの宿舎へ					夕食	ミーティング		タガイタイ
3	22(火)		起床・朝食	出発・空港に		11:40 マニラ発 PR-143		12:40 イロイロ着 昼食・キャンプ設営		現地オリエンテーション 作業下見					夕食	ミーティング		イロイロ
4	23(水)	起床 朝食	出発	作業				昼食・Siesta（休息）		作業		宿舎へ、シャワー 休息			〃	〃		〃
5	24(木)	〃	〃	〃				〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃
6	25(金)	〃	〃	〃				〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃
7	26(土)	〃	〃	〃				〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃
8	27(日)		起床・朝食	教会・市内観光			海岸で昼食			海水浴						〃		〃
9	28(月)	起床 朝食	出発	作業				昼食・Siesta（休息）		作業		宿舎へ、シャワー 休息			夕食	〃		〃
10	3/1(火)	〃	〃	〃				〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃
11	2(水)	〃	〃	〃				〃	〃	交流プログラム				夕食	ミーティング			〃
12	3(木)		起床・朝食	キャンプ閉設			ASECで 昼食	宿舎にもどり空港に		13:40～14:40 イロイロ発マニラ着	バスでダコタ・マンションに			〃	解団式			マニラ ダコタ・マンション
13	4(金)		起床・朝食	市内観光・トンド見学				昼食・空港に		14:20 マニラ発 PR-432					19:20 成田着 解散			

●作業内容および予定　3/3：測量・素堀り・石組み・型枠組み　3/5：コンクリート養生・机椅子作り・水呑場工事　3/1：屋体工事
24：コンクリート打設　28：屋体工事　2：屋体工事
25：コンクリート養生・机椅子作り

第２回目も同じ，SMSAD センターのプログラムで，野菜の種苗農園や作付けの実習をする農場の周囲に竹矢来を作る作業と，前年に労働奉仕をしたネグリート族の部落内に幼児教育施設が作られ，幼児たちの給食室を建てることが，ワークの目的であった．この回から，４Ｈクラブの青年が参加し，農業指導や土壌検査などを実施した．土壌改良や農業技術の改善により収入を高め，生活改善に結びつけてゆくことを願って企画されたものである．

昭和50年１月に実施された第３回のワーク・キャンプは，ルソン島のバギオ市にある，マリー・ユージン・チルドレンズ・センター（MECC）の活動に協力したのであるが，センター責任者の異動があり急きょワーク内容が変更されたり，実施時期が年末から新年にかけてであったため，実際の作業日数より待機する日や現地までの往復に日数がとられたり，航空賃・滞在費などがかさむなどして納得のゆく成果であるとは言い難い結果となった．それでもセンターの希望したワークは終了した．ワークの内容は，センター内の学校に通学してくる子どもたちの登下校の際，急な降雨や雨期の時に避難する小屋を，近道である山の途中に建てる作業であった．材料はすべて，ふもとから運びあげねばならなかった．工事は，公園内に建てるため厳しい条件がつけられ，現地の専門家にすべてを任せる以外に方法はなかった．この回にも，４Ｈクラブの青年が２名参加し，農業指導や土壌検査を実施し農民の人たちにかなりの影響を与えたように思われる．

イロイロ市の子どもたちと

ワーク・キャンプは，単に現地に行き労働奉仕をするということではあまり意味がない．現地の人たちと手をつないで，ともに働くところに意味があり，たとえ言葉が通じなくても，一つの目的のために力を合わせ助け合い，苦しみや喜びをともに分かち合うことをとおして，真の人間同志の交流の深まりや，信頼，理解が育ってゆくものと考えられる．特に日本の青年たちが，頭や理屈で南北問題やアジアの貧困を考えるのではなく，たとえ短時日でもその中に身を置き，同じサイドに立って現実を直視し，現地の人の置かれている状況をより正しく把握しながら，自分自身を見つめ直す体験が必要であると思う．

CCWA のワーク・キャンプは，こちら側の一方的な労働奉仕の押しつけではない．現地側の具体的な要請に基づき，日数と費用をかけても必ず事前調査を実施し，その必要度や団員による作業の可否，材料の調達の可能性などについて，センター長や現地の専門家を交えて協議をする．さらに，宿泊や食事，宿舎から作業現場までの交通手段などについても綿密な協議がなされ，次に，ワークに要する全経費が検討され，最終的な結論は CCWA によって決定されることになっている．協議の過程の中で，具体的な時期や日程も話し合われ，同時に，ワークのほかに

まずは型枠組みをして素堀りをする

先述の農業指導プログラムや団員と現地の人たちとの文化交換プログラムも打ち合わせられ，ワーク・キャンプが労働奉仕のみに終始するのではなく，子どもとの交流を中心に親や住民の人たちとの触れ合いも重点においた計画がたてられている．文化交換プログラムは幅広く，子どもの遊びの指導，歌，ダンス，劇，あるいは青年たちとの話し合いやお互いに調理した食べ物を出し合って一緒に食事するなどの交流が行われている．

第1回から第3回までのワークは，子どもたちの親や部落の人たちとの共同作業が主であり，現地の学生や青年たちとの交流は全くなかった．この点についてはお互いの課題として残されていたが，今回のワークにおいてはじめてそれが実現できた．日比両国の学生・青年たちによる「ワーク・キャンプ・'83」については後述するとして，先に，今回ワークを実施したセンターの活動と「バリオ（部落）・オブレロの概略について触れておきたい．

オブレロ部落とASECの活動

この部落は，イロイロ市の中心部から車で約10分位の海岸端にある．部落といっても上下水道や道路が整備されているわけではなく，また，防潮堤も不完全で満潮時には床下まで海水が侵入してくる地区もある．ここに住んでいる住民の大半は，約20年近く前までは市内に住んでいたが，大火にあい，残ったわずかの家財と小屋掛けをする程度の材料と共にここに連れてこられた．当時は，ゴミ捨場同然で荒れはてていた．どこに行くあてもない人たちは，雨露をしのぐ程度の小屋を建て住みつく以外に方法がなかった．最近では電気こそ設置されたが，飲料水は，いまだに水売りから少しずつ水を買う生活が続いている．市内から離れており，交通手段が不便なため，結局，市内に職をもっていた人たちは失職してしまった．学校もなく，子どもたちは教育を受けられず放置されたのである．この部落の実状に対して昭和40年，オーグジリアリイ・ミッショナリイ・オブ・ザ・アサンプション（AMA）が救済活動を開始し，小学校や診療所を建てた．運営はアサンプション修道会が当っていたが，財源難のため閉鎖問題

作業の合間に一休み

が持ち上がってきた．CCWA による財政援助が開始され，センターが再建したのは昭和53年からであった．

現在，オブレロ部落には約5,500 人の人たちが，869世帯を構成して生活している．1 世帯に 5 人平均の子どもがおり，家庭の1日の平均収入は20ペソ（約460円）といわれ，食事などの基本的な日常費用は，1 日 1 人2.80ペソ（約64円）が最低必要とされている．平均的にみて，生活がやっとであるという数字が示されているが，実際には完全失業で無収入という家庭も少なくない．家族のだれかが発病したりすると，完全に家計が破たんすることは明らかである．一日の主要な食事は，少量の御飯と一片の魚肉だけだといわれている．生活環境が悪く，栄養状態も良くないため病気にかかりやすく，また，直りにくいともいわれ，結核，肺炎，胃腸病の病人が多いということである．

ASEC の小学校には，本年の3月1日現在で，501名の学童が在籍しており，貧困家庭の児童230名が精神里親の援助を受け，医療や被服，学校教育，1 日1 回の学校給食による栄養補給が行われている．

コンクリート打設のために石を積む

家庭や部落に対しては，栄養，健康，家庭生活，精神的向上のための両親教育や医療などが行われ，センターは部落住民にとって不可欠の存在となっているのである．

ASEC の学校設備は十分ではなく，教室，教材ともに不足しており，第 4 回の CCWA ワーク・キャンプは，センターが長年望んでいた工作作業室を建てるために企画され，実施されたのである．

「ワーク・キャンプ・'83」

貧困からの脱出，公正な社会の建設などを目指し，各センターが最も努力を傾けているのは，子どもたちの教育である．「教育は力なり」という言葉がよく使われるほど，シスターたちの教育にかける情熱はすさまじい．ASEC のシスターたちも同様で，子どもたちの未来を信じ子どもたちの親や家庭を励まし助けながら，必死で教育している姿に感動を覚え，正に教育が生きているという実感を知らされる思いであり，教育は立派な建物や机や設備を整えたり，教師の数を増やしたりすることで達成することは出来ないと，しみじみ考えさせられた．

経済的理由で公立学校に行けない子どもたちの，教育責任を負っている私立学校の経営は容易ではない．ASEC の場合も，経営的には苦しく今回のワークの対象となった教室は関係者の長い間の念願であったようである．子どもたちの将来の職業に結びついている工作授業は，今までは屋外で行われていた．急な雨降りや雨期には授業の中断や，長期間の中止を余儀なくせざるを得なかった．その教室を皆で建

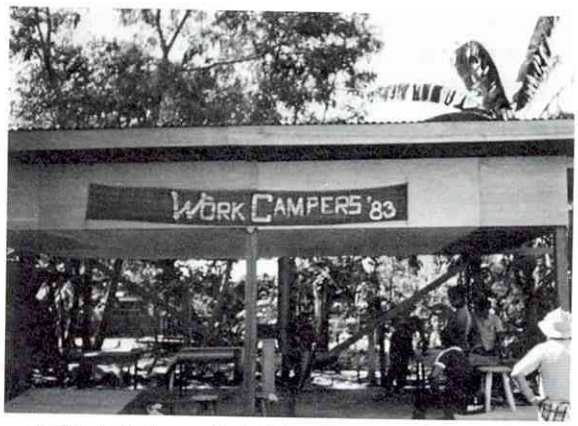

完成した教室、工作作業台、長椅子

てようという訳である．窓や壁は要らないがコンクリートの土間と柱と屋根の，36平方米の建物を，子どもの親の大工さんを中心に素人の学生たちが部落の人たちと協力し合って建てるのである．

日本からは男性11名，女性４名の団員が北は仙台から西は神戸に至る各地から参加し，３名を除いては11名が大学生であった．現地側の参加者は大学生１名，無職の青年男女各２名ずつが参加してきた．無職の青年たちは，オブレロ部落の在住者で，熱心なカトリック教会員でもあり，教会活動にも活発に参加しているようであった．女子青年のひとりは，大学の薬学部の学生であったが父親の失職のため中退をしており，他の３名も大学進学を希望し能力もありながら，家族の疾病や親の失業などによって進学を断念したという事情をもっている．総勢20名の青年たちが，同じ屋根の下で寝食を共にしながら奉仕作業をするのである．互いに最初の体験であり，関係者としては何が起きるか全く想像できなかった．この共同奉仕作業の計画は，事前調査に訪問したおり，同じ若い世代の者同士が，国境や民族，言語，風俗習慣を越えて，幼き者たちのために力を合わせ心をひとつにして奉仕する機会を，是非作って欲しいとセンター長のシスターにお願いしたのがきっかけとなったのである．両国の青年がどの程度交流を深められるか心配があった．しかしそれはき憂であった．確かに最初はお互いに遠慮がみられた．片言の言葉や手振り，身振りを交えての意志表示が始まり，やがては政治，社会，哲学，人生論，果ては個人の悩みまで理解し合う仲になったのには驚きであった．また，日中30度を越す気温の中での重労働に耐えられるかの心配もあった．さらに，一週間の実作業日数では完工は困難ではないかとの見方もあった．それらの心配も無用であった．むしろ逆に，作業が進み過ぎ，材料が間に合わないで中断することもあったぐらいである．教室のほかに，工作作業台５台，長椅子10脚を完成し，最後にはカトリックの司祭による献堂式までやってのけたのであった．コンクリートの土間を打設する時は，32袋のセメントを午後２時から夜８時にかけて完了した．さすがに疲れ，手に血まめを作ったりしたが，全員心地良い疲労にひたった．連日７時間半という重労働にもかかわらず，らくご者はいなかった．しかもかれらは毎日，夜中の３時近くまで語り，歌い，どこで調達したのか酒類を用意し即席のバーを，修道院の中に開いてしまった．睡眠時間が少なくても，精神的な開放感が結果的に，自律や責任感を主体的にもたせワークの成果をあげた一因であったのかもしれない．

日程を終え空港での別離は，惜別の情絶ち難く親友との別れに似て，人間の出合いと信頼の素晴しさを互いの心に深く，永遠に刻みこんだようである．

あれ・それ・これ

“よろしく”

木村治美
エッセイスト

今から十年近く昔の話になりますが，ロンドンで暮らすことになり，小学生の娘と息子を現地の公立小学校に連れていったときのことです．

校長先生は定員に空きがあるので，入学を許可してくれましたが，英語を全く解さない子どもたちを置いてくる私の気持ちを，お察しください．私は校長さんに「どうぞよろしくお願いします」と，最敬礼をしようとしました．ところが，英語には「よろしく」という言葉がないことに気がつきました．

私は校長に何を頼もうとしているのか．一生懸命考えたがわからず，仕方なしに頭だけで，心を残しながら帰りました．

ついせんだって，モレシャンさんにこの話をして，そういうときにはどう言えばいいのか聞いてみました．「私はあなたを信頼している」と言えばいいのだそうです．校長がうなずけば，それで言葉による契約ができるのです．だからこそ，子どもに万一のことがあったら，契約違反で訴えることも可能になります．

そこにいくと日本語の「よろしく」のあいまいなこと．いや日本人の心そのものがあいまいなのでしょう．しばらく前に起った隣人訴訟も，結局は子どもを預けたの，預からなかったのと，言葉のやり取りがあいまいになっていることが問題です．法治国家ではあるけど，日本人はこれからどうなっていくのかと興味をもっています．

少年の輝く目

五島貞次
東洋大学教授

筆者が愛蔵している何冊かのアルバムの中の一冊を開くと，「少年の輝く目」というタイトルのついているところがある．それは昨年末から今年の一月にかけて2週間ばかり筆者が訪問したインドのニューデリー近郊の農村のスナップ写真の部分である．

その農村は，多分典型的なインド農民であったと思われるが，筆者が村の中心区域らしいところに入ったら，たくさんの子どもたちが歓声をあげて大人を目がけて押しかけてくるなどということは，日本では考えられないことである．

それよりも驚いたのは，それらの子どもたちや子どもたちを見ている周囲の老若男女が同じ家族であると聞かされた時であった．彼らの家族は100人ばかりいるとのことであった．これらの子どもたちは100人家族の構成員というわけである．

しかし，それよりも鮮烈に筆者の目に焼きついたのは，照りつける南の太陽の下，澄み切って光り輝いている一人一人の少年のインド・ダイヤのような瞳であった．

彼らはみんなハダシである．身にまとっているのは，古ぼけて，汚れたセーター，ズボンである．頭はボサボサで，手に持っているのは木切れくらいである．家は簡素な土造で，部屋には肥料にする牛のふんが乾燥されて積み上げられている．テレビや電気製品などはもちろんない．だが，豊かであふれているものが一つある．それは兄弟姉妹や肉親という「人間」の群れである．そして，それらの人間が持っている「歴史」の重みと厚みであり，「愛情」の厚みである．少年たちのこの奥深い瞳の輝きは，正にそのことを物語っているといってよいであろう．

日本の少年たちは，便利な電気製品や数知れぬ文明の利器に取り囲まれ，あふれるばかりの「物」を与えられている．だが，欠けているものが一つある．それは「人間」である．年寄りを老人ホームや病院に追いやり，母親は稼ぎに追われて家におらず，電気冷蔵庫からインスタント食品を出して，一人で食べているというありさまである．

「物」は乏しく貧しくても，大事な一つのものを豊かに与えられているインドの少年と，「物」はあふれて豊かであっても，大事な一つのものを与えられていない日本の少年の違いが，何を訴えているかは，二つの文明の在り方の根源にかかわる問題といってよいであろう．

ヘルシンキの保育システム

近藤洋子
日本児童手当協会

森と湖の国フィンランドは，その

国土の3分の1は北極圏にある．4月下旬，春を迎えて間もない首都ヘルシンキの空は澄み，まだ冷たさの残る風がさわやかであった．ヘルシンキ市保健局において，母子保健に関する話を伺う機会を得た．その中でも特に，保育についての話が興味深かった．

まず，母親の出産休暇は270日であり，最低出産の1ヵ月前からとることになっている．また，父親にも14日間の出産休暇が与えられる．ヘルシンキでも，女性労働者は多く，産休明けの1歳位からは子どもを保育所（Day Care Center）にあずけることになる．保育料の自己負担は家庭の収入に応じて月額0～4万円であり，運営費の差額は市が負担している．保育時間は原則として朝7時～夕方5時であるが，朝6時以前にあずけに来るケースもある．しかし，3食を食べさせなければならない10時間以上はあずけてはいけないことになっている．

ほかに，24時間保育を行う実験保育所が市内5ヵ所にあり，スチュワーデスやパン工場，レストラン，ナイトクラブで働く母親が利用している．また，市立の保育所以外に市の委託を受けて自分の子ども1人を含めて5人まであずかることのできる有資格者による施設が市内に5千ヵ所ある．

このように，需要に応じた柔軟な保育システムが整備されており，ヨーロッパで最初に婦人参政権を確立した国だけあって，婦人労働と育児の両立に対する十分な社会的配慮が感じられた．

データ・バンク情報

当財団においては，研修事業の一環として，児童福祉施設の中堅職員を対象として，毎年，海外派遣研修を実施しておりますが，昭和57年度は，当財団設立十周年を記念する年にあたり，養護施設の施設長を対象として海外派遣研修を実施しました．

昨年度は，一昨年のオーストラリア派遣研修にひき続いて，養護施設を中心とする小舎制制度とその実際について調査するために，カナダのオンタリオ州，ならびに，アメリカのマサチューセッツ州，ヴァージニア州に派遣しました．

その詳細につきましては，「資生堂社会福祉事業財団，昭和57年度海外研修報告書」（全国養護施設協議会発行）にて報告されておりますが，報告書に記載されていない資料として，次の資料が，当データ・バンクに収集されております．

1. Government of Ontario ; Child Welfare Act, 1982.

（以下2～6の資料は，Ministry Of Community and Social Services, Ontario の発行）

2. Foster Care: Proposed Standards and Guidelines for Agencies Placing Children, 1981.
3. Foster Care: A Discussion Paper, 1979.
4. Report On: The Regular Foster Care Rate, 1981.
5. Questions and Answers and Summary of Foster Care: Proposed Standards and Guidlines for Agencies Placing Children, 1981.
6. Standards and Guidelines Child Abuse, 1981.
7. Poor Kids: A Report by The National Council of Welfare on Children in Poverty in Canada, 1975.
8. In The Best Intrests of The Child : A Report by The National Council of Welfare on The Child Welfare System in Canada, 1979.
9. Ministry of Health and Welfare Canada ; Status of Day Care in Canada, 1980.
10. Child Welfare League of America, Inc.; Foster Parenting: An Updated Review of The Literature, 1980.
11. 以上の他に，パンフレット多数．

また，同じく十周年記念事業として，「1980年代の世界の居住型児童福祉施設」に関する実態調査を実施しました．

58ヵ国を対象として調査しましたが，その内34ヵ国から回答が寄せられました．アジア，アフリカ，中南米など，児童福祉活動の実態について十分に把握されていない国々の資料も含まれています．

この調査結果につきましては，次号の本誌特集号において，詳細にご報告いたします．ご期待下さい．

編集後記

第14号の編集後記でご期待いただきたいと申しあげてある，財団発足十周年記念の特集号は，多くの国々から貴重な資料が送られてきて，目下それを皆様方に，ご利用いただきやすいように編集中であります．もうすぐお届けできると思いますが，一足お先に，“乳児とのふれあい”を特集テーマとした第15号をお届けいたします．

本号も多彩な，そして机上だけでない光るような体験を踏まえたご執筆をお寄せいただき，本号を手にされた方々が，きっと吸い寄せられるように読破してくださるものと思います．

海外情報はとかく美化され，わが国のことは卑下して語られがちでありますが，Dr. ブラゼルトンの育児書の訳者の１人でもいらっしゃる平井信義博士が，海外の育児法や育児書の受け取り方を解説してくださったことは，納得するところが大きいと思います．調べてみますと翻訳育児書の発行にはブームの時期があり，その最初は明治10年前後です．それから100余年を経て，現在もその時期の一つにあたっているかと思います．

雨森先生が指摘されたように，わが国では精神予防性和痛分娩を日本人が日本語で普及に努力するより，ラマーズ法という片仮名文化としての方が，ブームとなりやすい素地があるのでしょう．しかしラマーズ法を取り入れていらっしゃる先生ご自身が，お子さまがお生れになった時には，マージャンやパチンコで気を静めていらっしゃった日本の夫像には，今なお声援を送る男女が多いかもしれません．

赤松先生の戦後30年の乳児院の育児内容の変化についてのご解説は，戦後生まれがこれからのわが国の子育ての実践者であるだけに，是が非でも認識しておいて欲しい貴重なご体験で，先生の乳児を慈しむおこころには，頭が下ります．どのような文化にあっても，乳児とのふれあいの基本は，それに外ならないのでしょう．

紙面の都合上，ご執筆のすべてにはふれられませんでしたが，いずれも貴重なもので，編集委員一同心から感謝申しあげる次第でございます．

終りになりましたが，長らく編集委員の１人でいてくださった辰見敏夫先生が，東京学芸大学を定年でご退職になり，本号から編集委員をもひかれました．ありがとうございました．

（編集委員　加藤　翠）

編集委員（50音順）

加藤　翠
日本女子大学教授

蒲地清弘
厚生省児童家庭局育成課長

田村健二
東洋大学教授

高城義太郎
玉川大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学教授

染谷豊吉
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年２回発行
第15号　昭和58年９月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
データバンク
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-572-5111　郵便番号104
印刷所　成旺印刷株式会社
東京都港区芝２—１—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION